

宜 議 第 5 8 6 号  
令 和 5 年 1 2 月 3 日

議 長  
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会  
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て ( 報 告 )

第 4 5 1 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し  
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、  
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 6 月 1 4 日	令 和 5 年 6 月 1 4 日	議 案 第 4 1 号、議 案 第 4 2 号、議 案 第 4 5 号
令 和 5 年 6 月 1 5 日	令 和 5 年 6 月 1 5 日	陳 情 第 1 4 号、陳 情 第 9 号、議 案 第 3 9 号、 陳 情 第 1 3 号、議 案 第 4 1 号、議 案 第 4 2 号、 議 案 第 4 5 号、陳 情 第 1 0 号
令 和 5 年 6 月 2 2 日	令 和 5 年 6 月 2 2 日	陳 情 第 9 号
会 議 日 数 3 日 間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第39号	宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	原案可決
議案第41号	宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(電気設備2工区)請負契約について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	同意
議案第42号	宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(機械設備2工区)請負契約について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	同意
議案第45号	物損事故に関する和解等について	令和5年 6月13日	令和5年 6月15日	同意
陳情第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査
陳情第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情第13号	西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和5年6月14日（水） 1日目

午前10時00分 開会  
午後 3時36分 散会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員（7名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員（0名）

○説明員（6名）

建設部長 次	城間勝也
施設管理課 工事係長	東江信治
契約検査課 長	伊禮理子

施設管理課 長	與那嶺諭
総務部 次長	多和田眞満
契約検査課 契約検査係長	我如古誉幸

○参考人（0名）

○議会議務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について
- (2) 議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約について
- (3) 議案第45号 物損事故に関する和解等について

第451回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年6月14日（水）第1日目

○知名康司 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について

議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について、議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約についてを一括して議題といたします。

本2件に対して質疑を許します。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時00分）※現場視察を行う。

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時41分）

---

○知名康司 委員長 審査中の議案第41号、第42号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。

（午前11時41分）

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について

議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 継続審査となっております議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について、議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約についてを再び議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まず、担当課からの議案第41号、第42号についての趣旨説明からお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 質疑ありますか。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。建築工区が予定より入札が遅れているという認識していますので、電気屋さん、機械屋さんの建退共証紙の発行にタイムラグ出ると思うのですけれども、どうですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 建退共というのは、現場作業従事者に対して行われるもので、現場が動き出したら、現場の人も入ってくると思いますので、現場が、2工区の建築がスタートした地点で電気、機械のほうもスタートしていきますので、それから、建退共の対応になるかと思えます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 準備工はスタートしているのでしたっけ。看板とかは動いていないのですけれども、一応仮契約が締結されているということなので、代理人であったりとか、そういった方々の動きはあると思われるのですが、この契約は、なしにならない限りは動いていくかと思うのですが、その辺大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先ほども説明しましたように本契約後、すぐに前払いの保証金とか、手続きをいただいて、それですぐ工事実施いたしますので、代理人届とか、そういったものは、ちょっと別になっていきますので、その辺は、形では見えてこないと思うのですけれども、ただある程度、会社での取決めはあるかなとは思っているのですけれども、その辺はちょっと何とも言えない部分がございます、直接現場に看板設置とか、計画書とか、つくるわけではないので…。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。いただいた資料で、ちょっと確認させていただきたいのですが、この工事一時中止に係るガイドラインという資料です。少し黄色くマーカーを引いていただいたところが、少しちょっと分かりづらくて、上の四角の契約後準備工着手前というところを、もう少しかみ砕いて分かりやすく、どういう状況かというのを教えていただけますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 本契約はするのですけれども、議会承認のですね、7月に。ただ工事の中止を出さなければ、普通現場事務所を造ったり、看板を作ったり、設計図を起こしたりとか、資材の発注とかすると思うのですけれども、それをする前に中止するというので、費用がかからないという考え方です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。費用がかからないとおっしゃっているのは、下のほうの増加費用に関しての部分だと理解しているのですけれども、これは入札で決まった金額にプラスアルファしないというふうに理解しているのですけれども、今回発注側の都合で工事を止めるわけではないですか。受注した側というのは、多分入札に応じている時点で、ある程度計画を立てて、人員だったり含めて、多分ももとの計画、7月1日からスタートできるように計画を立てているのではないかなと思います。それが今回どれぐ

らい遅れるか、まだ決まっていないと思うのです。臨時会で必ずしも承認されるとは決まっていないと思うので、恐らく最低限1か月は、もし仮に臨時議会、先ほどおっしゃった7月下旬、1か月遅れます。1か月分の計画していた人員、こういう工事の技術者だったり、人員を確保しているはずなので、7月からスタートする、それを計上しないという、受注した側からしたら、ちょっと損していないかなと思うのですけれども、その人たちに対する補償というのは一切やりませんということですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 宮城政司委員のおっしゃるとおり、仮契約の前に、電気、機械設備のJVにきていただいてお話をさせてもらったのです。というのは、本体の建築工事が不調になっているということで、その辺で、今話をしたような手続を取りますということで、御理解くださいということで、業者には説明して、仮契約に臨んでいると思うのです。

今、上の四角い枠の中で、準備工期間とありますよね。その下に準備工期間の間に中止期間というのがございますよね。これが今言うような費用を計上しないという形にはなるのですけれども、現場サイドとしては、受注者側としては、7月からスタート予定だったのにといい思いはあるかなとは思いますが。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。今のお話をまとめると、7月からスタートの予定で仮契約をするのだけれども、その仮契約をする時点なのか、前にもう遅れることが分かっている、それを分かった上で契約してねということを業者としっかり何か残しているか分からないのですけれども、取決めがあったという、業者も把握しているということですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 仮契約前に電気、機械のJVに役所のほうに来てもらって、こういう理由だからということで、建築のほうが遅れているので、契約を中止という形で進めさせてもらいたいということをお願いして、了解をしてもらっているかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これだけの金額の入札なので、なかなか業者からしたら、それは困るよと言えないのかなと、立場の強弱がでてきているのではないかなと。もしかしたら、のみ込んでくれているかもしれないのですけれども、これは県の決まりかもしれないのですけれども、もっと規模の小さい話とかがあったらあれなのですけれども、少し乱暴な感じもします。

ちょっと入札の観点でお伺いしたいのですけれども、今回関連する入札というのは、全部で3つということでもいいですか。議案第41号と第42号と、入札が不調に終わったという本体工事の3つが全て、それともほかにも何か今後なのか、ちょっと時期は別であるかもしれないですけど。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 今回施設管理課のほうで発注した屋外劇場は、3つの工事、今言うように建築、ちょっと不調になりましたが、電気、機械ということになっています。単年度、市立体育館の改修工事を予定しています。それも建築、電気、機械という形で、電気のほうは議会事項ではなかったと思うのですけれども、建築と機械のほうは議会事項になっていますので、工事関係はあります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その市立体育館の件は、多分別の話というふうに理解します。ただ、課で抱えられていることで、入札ということで、答えていただいたのだらうと思うのですけれども、そこらはちょっと別で、ではこの海浜公園に関しては3つということで、1つが失注したということだと思っておりますけれども、入札って、この3つセットでないと成り立たないと思っているのですが、もしくは本体工事が決まった後に機械とか、電気というのを、後から入札するというのは、まだ理解できるのです。本体がないのに機械とか、電気とか、入札だけ先にできるという仕組みが、ちょっと許されるのか。もしくは、そういうところと関連づけた入札というやり方はできないのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 3件まとめて入札ということなのですけれども、落札してくれば一番ベストな発注の方法なのです。3社で現場事務所を一緒につくったり、協議会を立ち上げたり、そういうスタートができるので、我々は一番ベストな状態で発注して、たまたま結果論で、言い訳になるかもしれないのですけれども、建築のほうが、ちょっと不落になった、不調になったということなのです。宮城委員が言うように先に建築をやったという方法も少し考えはしたのですけれども、やはりベストの方法で発注したほうがいいということで、今回はそういうふうにさせていただきました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 多分僕がうまく説明、質疑できていなかったと思うのですけれども、3つをまとめて1本で入札してとかという感覚ではなくて、今回の工事にかかわらず入札というのは、こっちが先に成り立っていないと、次の入札が成り立つのはおかしいというような関係がある入札であると思うのです。そういったときに入札と入札の関連をつけさせることは想定していないか、もしくは何か条例上、制度上決まりみたいなことってないでしょうか。全然独立した入札というふうになってしまうのでしょうか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 宮城政司委員の御質疑にお答えするのですが、入札の執行依頼を受け入れる部署としましては、その辺、入札の日時については、依頼の順とか、入札をお願いしますという依頼を担当部署にするのですけれども、その順序だったり、あとは業種が同一しているとか、というのをちょっと鑑みて日程調整はしております。

入札の業者さんが同一だったり、業種が同一だったりすると、午前中入札して、また午後から同じ業者さんを、行ったり来たりするという業者さんの負担を軽減するというので、もし同じ日に同一業種の入札の依頼があった場合は、同日内で順序を替えて入札日というのは設定しています。

今回については、さきに市民会館の施設改修工事、議案第44号の機械設備の工事が一番先に依頼があったものですから、こちらが業種としては、管工事という業種になるのですが、こちらが先に依頼があったということによって、入札参加業者さんの負担軽減を図るという観点から、同じ管工事の業種である、今回議案第42号ですね、機械設備2工区というのをやって、その後に電気設備。時間的にもちょっと業者数が多いものですから、建築2工区については、日程午後になってしまったという経緯があります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。私が伺っているのは、2つの入札があったときに、前提となる入札があった場合、もう一つの入札というのは、結果を、前提がひっくり返ったら、ひっくり返ったというか、

不調に終わった場合、無効にするとかという制度とか、仕組みとかはありますかという質疑です。うまく伝わっていますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の宮城委員の御質疑なのですけれども、不調になった場合、入札を中止します。延期しますという規定は、本市ではありません。過去にもそれで中止になったりということはしておりません。実際入札参加の方は、1社になった場合については入札の競争性が担保できないので、入札を取りやめるということはあったとしても、落札を条件に入札を取りやめるということは行っておりません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 過去にそういった事例がないということ、そういう制度的なこともないという答弁だと理解します。

例えば想定をしなくてはいけないと思っているのですけれども、今回の事例で言うと、今回の入札が7月議会で否決される可能性、ゼロではないと思うのです。そうなったとき、この電気工事だったり、機械工事2工区、入札した方というのは、そのままずっと待つことになるのですよ。待つというか、できることがあるかもしれないのですけれども、細かな部分は分からないのですけれども、やはり本体ありきで、その本体の中の機械だったり、電気工事だったなというふうに理解しておりますけれども、この辺りというのは、関連を持たせるような入札というのはできないものかなと思うのですけれども、今の状況ではできないということですか、やりようはありますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 宮城政司委員のおっしゃるとおり、この辺は課題として、業者は先ほど機械電気業者からお話したときに、そういうふうにやってくれたら助かるなというふうなお声もありましたので、その辺は、これからの課題として、入札を、建築を先にやるとか、日をずらすとか、そういったものを考えていかないといけないかなとは考えておるところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは多分建設部だけの話ではないと思うのです。入札全体で同じようなことが今後起きるのではないかなと思うのです。可能性としてはあるのかなと思っているので。すごくレアかもしれないのですけれども、ちょっとそういった場合というのを相当した上で、特に契約検査課とかで1度検討してもいいのではないかなと思い、今回の事例をいい材料として検討したらいいのではないかなと思います。

すみません。もう少し伺います。スケジュールで見て、この契約では7月からスタートできるというふうに書いてありまして、今朝、現場での御説明、本当にありがとうございました、雨の中。設計等は終わっていてすぐに工事は始められるというふうに伺ったのです。本来であれば、7月からすぐスタートできたはずなのですけれども、今回の結果、完全に止めているのですか、それとも何かできることはあるのですか、スタートできることは。本体工事が始まるまでの間に先に動けるものがあるのか……

(「電気、機械の」という者あり)

○宮城政司 委員 電気、機械の入札した結果、動けるものがあって、それを先行して進めておくとかいうことはできるのか、それとも完全に本体工事、入札を待つというふうになっているのか、どちらになりそう

なのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 一応受注、本契約7月スタートから準備できることはあるのですが、ただ建築本体と一緒にやったほうが経費がかからないというのがございますので、建築が落札した後にスタートしたほうがいいかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 宜野湾市としては、そのように指導というか、されるということですか、実際どうなるのですか。もう1か月は絶対遅れるということでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先ほども話をしたように工事中止命令を出しますので、現場は一切入らないような形になるので、その間は多分やらないと思いますので、再開を出して、それからのスタートになるかと思います。

○宮城政司 委員 分かりました。ちょっと僕ばかりなので、一旦中止します。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 契約検査課長、先ほど宮城政司委員への答弁の中で、ちょっと確認させてください。落札を条件に入札をしないとおっしゃっていましたが。その意味をもう一度教えていただきたいのです。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 不調、不落を条件に入札は行っていません。この入札は、例えば今回の場合でしたら、今の電気設備2工区については、建築2工区が不調になった場合は、入札は中止しますという条件では行っておりません。こういう運用はしていません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、確認させてください。宮城政司委員の質疑が、その基となる建築のものが不調、不落に終わった後に機械、電気の部分の入札をしないということではできないのですかという質疑に対して、それをしていないというだけの説明だったということですかね。

○契約検査課長 はい。

○又吉亮 委員 では、僕のちょっと聞き間違いだったのかもしれないのですが、その説明を聞いたときに取り抜け方式のことを言っているのかなと思って、取り抜けでしたっけ。

○契約検査課長 はい。

○又吉亮 委員 だと思ったのですよ。今回も恐らく不調、不落に終わったものも、この2件の入札と同日にされていますか、まずは。議案第41号、第42号で上程されているものと、不調、不落に終わった建築2工区の入札というのは同日にされていますか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 同日に執行しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 それを宮城政司委員は、先にこれをやって、後からということではできないかということだったので、その中でも答弁としては、業者のほうにも負担をかけさせないというところがあったということだったので、それは何かというと、ほかの入札に関しても、同一の業者が来ているこ

ともあるからということもおっしゃっていたのですけれども、では今回この3つの入札の案件の中で、同一の業者があったのかどうか、3つですね、議案第41号と第42号と、この建築の、同一の企業があったのかどうか、お答えください。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 建築の業者さんは同一ではないのですけれども、議案第42号と第44号は同じ業種ですので、市民会館の機械設備があるのですけれども、それに業者さんは重複して入札参加をしています。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 基本は、この3件、建築と電気、機械設備の入札、まず最初に建築は、本来は先にやります。ただ、今回は先に市民会館の改修工事、管工事なのですけれども、これが先にあったために建築が後になったという経緯です。管工事の業者を待たせて、また後で入札をやるよりも、先に市民会館やっておりますので、引き続き管工事の機械を先に入札したという経緯があります。本来は建築からやります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その同日の中で、どちらを先にやるかということではなくて、今回こういうのが起きているということは、僕も宮城政司委員とちょっと似たような意見になるのかもしれないのですけれども、これは建築が先に仮契約が結べないと、やはり中止期間というもので影響を与えるわけではないですか、業者のほうに。同一の企業が、議案第41号と第42号と建築の中に同一の企業がなければ、要は取り抜け方式というのはやらないということにもなるではないですか。そもそもが建築、機械、電気なので、業態が違うので、取り抜けでもないで、だったら同日である必要性もないのかなと思うのです。

建築のところだけを先に入札して、仮契約を結んだ後に電気、機械というような順番でやっていけば、その中止期間というものを生まなくても済んだのかなと思うところなのです。だから、変な話、建築ができなかったで、その後の入札というものが、どれぐらいの期間が必要なのか分からないのですけれども、もし入札をしないとなった場合に、もう一度、建築のものをやって、それがうまくいったときに7月の臨時議会で3つを挙げてとなったら、その2か所のJVを組んでいるところの、議案第41号と第42号の関連する企業さんには、その影響を与えないということになるのかなと。先に待たすのか、後に待たすのかというところで、影響はどっちみち出るよという意見なのかもしれないのですけれども、これは必ずしも同日でないといけないものなのか、お願いします。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 通常ですと、発注部署から依頼が来る場合は、例えば建築から先に依頼をかけて、その後時期をずらしてという、附属する今回ですと電気工事だったり、機械設備だったり、工事をずらして入札依頼を受けるというケースもあります。

ただ、今回については、この3つの、今回提案している議案第41号、第42号もそうなのですけれども、不調になってしまった建築2工区についても、議会に付すべき金額だったこともあって、見積り期間はある程度必要になってくるのですけれども、その辺の日程的なスケジュール、5月26日は一番最短な入札の日時だったということもあります。それ以降になると、ちょっと議案の提案が間に合わなかったと思います。発注部署がですね。こちらのほうとしても、3件とも一括した、関連する工事ということもあったので、一緒、同日でということ受付けましたのですが、ただ今回の御指摘もありますので、日程的な、ずらしたりとか、

そういった工夫は必要だったのかなと思っていますので、入札は、ほぼ大体落札なのですけれども、中には不調も数件年にありますので、その辺を含めての日程設計というのは担当部署と調整した上での入札者への通知というのはすべきだったのかなと思っていますので、今後はまた調整して設定していきたいというふうに考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つ、ちょっと聞かせてください。建築2工区が、また今からもう一度、再度入札をかけるというわけではないですか。結構大きな額になってくるのですけれども、その積算というのは、要は7月臨時議会を持ちたいですということは、それまでの間に入札があるので、担当部局としても、その積算というのも間に合うのか、ひょっとしたら、それがまた緻密な積算にならなかった場合に予定価格を超えてくるということもあり得なくもないのかなというふうに、懸念している部分は、そこなのかなというところではあるのですけれども、どうでしょうか。

この積算していくスケジュールは、どれぐらい必要なのかというのは、ちょっと分からないのですけれども、資材の高騰で何とかということで、その期間の間に相当な人工も影響が出たことで、予定価格を超えてくる。予定価格では、なかなか元が取れないというようなところだとは思っているのですけれども、この期間の中だと、多分物価の影響というのは、短い期間だと出ないかもしれないのですけれども、積算の緻密さというか、繊細さというものが、ちゃんとそこに間に合ってくるのかなというのが、ちょっと不安なところではあるのですけれども、どうでしょうか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 業者の、先ほど話したように4JVから入札時の積算内訳をもらって、なおかつヒアリングもしました。その中で見えてきたのは、我々が設計したのは、2月、3月の業者見積りを設計書に反映している部分なんかもございまして、その辺の差とかもあって、それとあと積算期間が、今回20億円という大きい工事費、宜野湾市でも多分割と大きい工事の中に入ると思うのですけれども、積算日数も若干足りなかったかなというようなのもあって、次の発注に関しては、ちょっと数量のほうも、積算、今までは、建築工事というのは、数量というのは公表していなかったのですけれども、この数量も積算参考資料として出していかうかなというふうに思っています。設計書のほうも、今見直しも全部終わって執行伺いを回している最中です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 積算するとき2月、3月に出した業者の見積りを参考に積算していったということの話をしたのですけれども、その見積りというのは、もちろんこの工事の見積りということですよ、どれぐらいかかるかということだと思うのですけれども、業者が出している見積りというところではあるのですけれども、この見積りって有効期限はないのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 最近の見積りなのですから、業者からの。二次製品とかの見積りなのですから、見積りの有効期限というのはいくらもたっている場合があるのですけれども、ただ物価スライドが、月によってかなり上がってきたりするのがございますので、メーカーに確認したところ、当初出した見積りより少し上がっていますとかという相談がございましたので、また見積りをもとって設計書に反映させてもらっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この資材の見積り、その見積りの有効期間というのはいないのですか。恐らくだから当局側としても、担当課としても、この見積り期間がいつまで有効ですというものがしっかりと明記されていれば、その根拠に積算できていくので、瑕疵はないはずなのですよ。要は物価が高騰しようが、この見積りはいつまでが有効ですという。なので、僕が今問うているのは、その資材とかの見積りに対しての有効期間というものは、記載はなかったのですかというところです。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先ほども申し上げたのですけれども、有効期限はありますけれども、この短期間の中で、3か月ぐらいなのですけれども、この物価スライドが結構上がりぐあいが大きくて、有効期限ではあるのですけれども、単価が違った部分が、聞き取りしたときあったので、それをまた再見積りをもらって、今回の設計書に反映させている状況です。

○又吉亮 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「なければいいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もう少しだけ教えてください。今の予定価格の件なのですけれども、改めて今入札の準備をされているのか。入札にかけているのか、ちょっと分からないのですけれども、入札が不調に終わったのが、全社が予定価格を超過したことが理由だと聞いているのです。今度の入札には、先ほど課長がおっしゃったように、新しい単価をしっかりと見て、それを反映させた入札予定価格にするのかなと思うのです。そうすると、要は上げるということになるのですか。前回不調に終わった入札のときは、予定価格を上げて入札をするというやり方になるということですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 そうですね。若干は変更を予定しています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと仮定の話になるかもしれませんが、答えられないかもしれないのですけれども、その数値って、もう出ているのでしょうか。もし出ているとしたら、前回不調に終わったときに出してきた、4JVが出してきた入札価格を下回っているのですか。要は、その最新の予定価格であれば入札できたかもしれない。その辺りで何か、そうでないと、次にまた多分入札して、また価格超過したというふうになってしまう可能性もあるかなと思っているのですけれども、その辺りはちゃんと、ちゃんとというところであれですけれども、見込まれていますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 先ほど4JVにヒアリングさせてもらったという話をしたのですけれども、その中で今、見積りしてもらった図面の中で、今回工事でやらなくていいよということで、網かけしている部分とかがあるのですけれども、その部分を拾っている業者さんはあったので、これは拾わないでいいと現場説明書に書いていますよねと言っているのですけれども、それを拾ったりとかしている部分とかがございまして、そういったものも全部ヒアリングの中で受けて、あとそれと工事費の見積り期間が、やはり額が大きいので、も

う少し業者からあったほうがいいということ、ないのだったら、数量公開してもらえれば、もっと攻められたという、もうけがでるのか、赤字になるのかその辺で詰められたという話もございましたので、その辺は参考資料ではあるのですけれども、数量も出すことによって各業者、一律に、これに単価は出ていますので、それを掛けてきて工事費というのは出てきますので、競争を進められるようになってくると思っているので、落札はしてくれるのではないかと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。例えばなのですけれども、建築2工区の入札を、改めて入札して、しっかり落札された上で上程するというのを9月議会、どういう影響がありますか。

あと、ごめんなさい。追加で併せてなのですけれども、この今回上がっている議案第41号、第42号、そのときに併せてやることはできなかったですか。これはちょっと最初のほうの質疑とかぶっているのですが、要は9月議会で3件上程するというので、想定されなかったですか。もしそうしたら多分、工事完了の時期がずれるとして、そこは想定の仕事のスケジュールと合わないということなのか。なぜ急いでいるのか、こういうふうに臨時会でやろうとしているのか、その辺を確認させてください。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 この屋外劇場の標準工期というのが20か月、提出している資料の中にもございますけれども、やはり令和6年度末には終わらないといけないスケジュールなのです。それで、9月議会だと、どうしてもそれを飛び越えてしまう。今回は4月1日から積算して、仮契約をやって翌月24日に入札すれば6月議会に間に合うということで、標準工期が取れるということで、6月議会を今回目指してやってきました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今おっしゃった標準期間というのはですか、20か月というのは何を基に決まっているのですか。予算が、国からの補助とかあったりして、その補助を使うための条件だったりするのか、その辺りどういう仕組みですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これだけの規模を造るものに対して、工種がいろいろございますので、それを工程立てていった中で、その標準工期が20か月ということで、これは設計要領とかにあるのですけれども、それではじいて20か月というのが出ております。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。議案第41号、第42号に関して質疑ありましたら。下地崇委員。

○下地崇 委員 積算管理の件で、ちょっと話が出たので、ちょっと疑問なところがあって、見積書の設計数量というのが基本になって積算単価が上がって金額になると思うのですけれども、あれですか、全部一式とかでやったりしているのですか、機械、電気に関して、数量に関して公表していないという話が今出たので、ちょっと気になったのですけれども。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 建築、電気、機械もそうなのですけれども、設計図、図面をおあげするので、その中から拾ってくださいという形で今までやっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 これは予定価格、金額を算定した方というのは、設計管理者でよろしいですか。それとも業者が積算したのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 これは工事設計書は、我々は業者に、設計コンサルタント業者に請負させて、設計書が上がってきて、私たちが単価をチェックして、それで発注するようなシステムになっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 設計コンサルタントというのは、施工もできる業者さん、それともコンサルタント専門、設計監理専門の業者さん、どちらになりますか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 設計施工のコンサルタントです。

(何事かいう者あり)

○施設管理課長 すみません、設計のみです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ちなみにちょっと聞きたいのですけれども、建築2工区、機械設備2工区、電気設備2工区、全部違う設計士さんが積算されているのですよね。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 建築は建築で、機械は機械、電気は電気で、別々で設計してあります。JVになっているのですけれども、建築と電気と機械設備のJVのコンサルタント。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 先ほど又吉委員、また午前中に宮城委員もおっしゃっていたのですけれども、スライドで10%程度、当時の価格から上がっている話があって、気になるのは、機械、電気は、恐らく想定して、積算して、この予定価格内の金額で入札されているという状況で、建築はそもそも4JVが全社とも予定価格を上回っているの、不調に終わっていると認識しているのですけれども、基準、一緒だと思ったのですけれども、すみません。建築の話が出ていますので、なってしまうのですけれども、電気設備、機械と電気が予定価格内に逆に収まり切れたという要因というのは分析できているのですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 建築は、御存じのように20億円余りの工事、建築ですよね、電気設備は2、3億ですよね。その辺の差があって、やはりこの図面というのが、やはり額が、規模がこれだけなので詰めることができた。建築の場合はボリュームが大きいので、その辺の違いがあるかなと思います。

○下地崇 委員 以上です。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時09分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

---

○知名康司 委員長 審査中の議案第41号、第42号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時13分)

---

**【議題】**

**議案第45号 物損事故に関する和解等について**

○知名康司 委員長 次に、議案第45号 物損事故に関する和解等についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

まずは、担当課より議案第45号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 付着した汚水が車両に付着したということで、これはコーラタールと断定し証明したもの、  
どういう経緯でコーラタールと断定するに至った経緯を教えてください。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市のほうに通報があり、市のほうで損害保険に入っていて、その担当のほうに連絡をし、  
現場の状況から、コーラタールが付着しているという判断になりまして、補償のほうをしている状況でござ  
います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 その保険会社さん、コーラタールと断定した、例えば成分検査表だったり、これはコーラタ  
ールだと、乳剤とか、そういうことだと思うのですけれども、その成分というのを証明して、例えばコーラ  
タールなので、本市が補修したくぼみを埋めるアスファルトが水で溶けて飛んだということになっていると  
思うのですけれども、そのコーラタールと断定した根拠というのは示されたのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 実際に委員がおっしゃられる、成分検査のほうは行っておりません。現場の状況からして、  
保険屋さんを通して議論した結果、うちが原因であろうということで、保険の適用ができることとなりまし  
た。

○下地崇 委員 以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。いただいた、この資料で、この裏面の黒い車が、今回の議案第45号  
の対象の車だというふうに思っているのですけれども、すみません。僕、目が悪くて、どこがコーラター  
ルがついた部分なのか、ちょっと分からないので、教えてもらってもいいですか。多分写真を撮られている方  
は、分かりやすく撮ってくれているはずなのですけれども。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 写真が見つらくて申し訳ありません。拡大した写真がありまして。

(何事かいう者あり)

○建設部次長 汚れももちろん、ほこりもあつたりして。

(何事かいう者あり)

○建設部次長 後ろだけでなく、背面にもついていたものですから、全体が見えるように拡大して撮った写真になります。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○宮城政司 委員 はい。ありがとうございました。よく分かりました、状況が。

ここに汚水に括弧して道路、穴ぼこにたまったコールタールとあるのですが、コールタールって、僕のイメージだと固まってしまう、なかなか飛び散ったりしないような、工事したてだったら分かるのですけれども、例えば雨が降ったりしてたまったりすると、コールタールが飛ぶ状況とかになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宮城委員のおっしゃるよう固まってしまうものと私も理解したのですけれども、溶けて飛び散るといふ原因が分からなくて、ただ穴ぼこの近くに止めている車両があつたものですから、これが要因だということで保険会社と調査研究して、そういう査定になっている次第でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分市内、まだまだこういう状況に近いところはあると思うので、そうならないように整備等やっていただきたいと思うのですけれども、臨時会で2台、専決処分として伺って、そのとき、すみません。僕の記憶では全部で4台という記憶だったのですけれども、もう1台あるということですか。今3台出てきて、専決で2台、そして1台がこれが出てきて、それで全部ですか。それともまだ、この駐車場は結構広かつた記憶があるので、全部で何台か把握されていますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の事故は合計4台に被害を与えております。さきに臨時会のほうに専決処分を上げたのは2台ございまして、今回50万円以上、専決処分してしまったということで、この1台と、もう一台が、額が確定していないものがあるのです。これも決まり次第、また議会に報告したいと思っております。合計4台です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

この4台というのは、この事故はどのように発覚したのですか。その4台の車の持ち主の方は、同じ職場か何かにはらっしゃって、一緒になって警察に事故として届けたのか、4名それぞれから届けがあつたのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この4台が働いている場所が一緒で、その代表のほうから通報があつて、それで発覚しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは市に対して通報があつたわけですか。それとも警察に届けたのか、その辺りは。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 市のほうに通報がございました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 届出が、もしかしたらないから、動けないかもしれませんが、例えば4台止めてあって、5台目、6台目とかあるか、ちょっと分からないのですけれども、ほかにもいつている可能性はないかなというのは、ただこの4台はあくまで同じ事業所にいらっしやって、そこの代表の方が届け出てくれたかもしれないのですけれども、ほかにも被害がいつている可能性とかは調査されていないのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 現在、今回の案件の場所が中心にあって、穴ぼこがあって、その左右に2台、またもう一台、洗って見たけれども、落ちなくて、市のほうに話がございました。それ以外には通報のほうがないので、それ以外はないのかなと思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ちょっと別の観点なのですけれども、先ほど地方自治法第96条第1項の規定により議会の承認を得るということで上程されていると思うのですけれども、ここは金額によって専決できるものと、上程しなくてはいけないものがあると思います。その金額というのが50万円だったでしょうか。すみません。そこら辺りの説明をいただけないでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 地方自治法には、金額は明記されておりません。専決事項の指定についてというのがありまして、その中で1件当たり50万円以下のものは専決事項として。

○宮城政司 委員 50万円。

○建設部次長 50万円を超えると議会の議決ということになっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 確認なのですけれども、物損事故で損害の賠償額50万円を超えるか、超えないかが指定されているということですよ。

○建設部次長 はい。

○宮城政司 委員 分かりました。もし分かれば良いのですけれども、過去に50万円を超える損害があったかどうか。あったとは思いますが、どれぐらいぶりなのかなという。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 過去その事例は把握していないので、ちょっとなかったかなとは思いますが。50万円未満については何件かございました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 なかったのでしょうか。ちょっとあったかどうか分からないのですけれども、できれば過去調べて、終わった後でもいいので、教えていただければと思うのですけれども、なぜ50万円という、専決処分できるのか、していいのか。それを超えるものっていうのも、認識が、職員の中で漏れていたのかというのはいくつありますか。あまりないからだと思うのです。こういった金額というのは。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回の、先ほども申し上げましたとおり、この事故に対して4台被害が出てしまって、2台は50万円以下だったものですから、50万円以上のものを含めても専決処分処理できるものとして誤ってしまったことがあります。多分それが原因だと思います。まとめて専決処分として取り扱おうとしているのが、ちょっと。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この条例では、この4台の物損事故で、1件ごとに1案件として扱って、それぞれが50万円を超えなければ専決できるよということですよ。そこを3件一緒にまとめて対応しようとしたから、その認識がずれたということですか。それともほかの2件が大丈夫で、これも同じようにという感覚だったのですか。申し訳ないです。ちょっとそこが…。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 宮城委員おっしゃるとおり、本来なら1台ずつ処理すべきもの、2台が50万円以下だったというのもあって、まとめて3台専決処分処理してしまったという、間違った手続をしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回のことは、謝罪もあつたりして反省されていると思っているので、今回のことをある意味、うまく利用というか、捉えて、記憶に残してもらって、今後はないようにできると思うので、頑張ってくださいたいです。1点だけ、最後の1件、まだ調整中だと思います。次の議会に上がってくるかもしれないですけど、これも50万円超えていそうな感じがする、そこまでは分からないのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 本人にも何度か問い合わせしているのですけれども、まだ整備工場にも出していない状況で、額がまだ確定していない状況です。50万円を超えるのか、下回るのか、ちょっとまだ確認できていない状況です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今の答弁でちょっと気になったのが、これはいつまでやらなければいけないというのがありますか。特にないのですか。向こうがやるのか待つしかない。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 特に期限がなく、私どもが加入している保険会社と被害に遭われた方と、まだやり取りはしている状況でございます。まだこの報告が上がってきていないということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。詳しく教えていただいて、ありがとうございます。こういった事故がないように改めてお願いして終わります。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行しますけれども、いいですか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第45号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時35分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時35分)

---

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は6月15日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時36分)

## 經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和5年6月15日(水) 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時27分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名 康司
委員	濱元 朝晴
委員	下地 崇
委員	嶺井 拓磨

副委員長	宮城 政司
委員	又吉 亮
委員	宮城 優

○欠席委員(0名)

○説明員(3名)

市民経済部 次長	新垣 育子
産業政策課 企業誘致担当主幹	饒平 名文治

産業政策課 課長	宮城 恵美

○参考人(6名)

参考人	宮城 竜也
参考人	知念 三四志
参考人	新城 成哉

参考人	中村 全志
参考人	東恩納 滝
参考人	与那嶺 忠

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (2) 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (3) 議案第39号 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (5) 議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(電気設備2工区)請負契約について
- (6) 議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(機械設備2工区)請負契約について
- (7) 議案第45号 物損事故に関する和解等について
- (8) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情

令和5年6月15日（木）第2日目

○知名康司 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

○知名康司 委員長 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、先日前お諮りしたとおり参考人から意見聴取を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時02分）

---

○知名康司 委員長 本件の参考人として宜野湾・中城地区宅地建物取引業より業者会の宮城竜也さん、それと中村全志さん、お二人に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員会からの質疑に答えていただくようお願いをいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。

○宮城竜也 参考人 お手元のほうに陳情書のほうがあると思いますが、読み上げて説明したいと思います。西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情。

陳情の要旨。宜野湾市西普天間地区区画整理地内モデル街区における以下の規制を撤廃、あるいは見直しをしていただきたくよう陳情する。

記。1、建物壁面位置を前面道路境界線から2メートル以上後退しなくてはならない規制。

2、前面道路からの車両の乗り入れや駐車場設置を制限する規制。以上。

陳情の理由。宜野湾市は、西普天間地区区画整理事業を進めており、この事業において県道81号線沿い及び幹線沿道地域、以下モデル街区という。の土地利用に関し、前面接道部分を2メートルセットバック及び前面道路からの駐車場の設置や車両の乗り入れを制限する規制、以下本規制という。を策定中とのことであ

りますが、当業者会会員及び関係者の中には相当数がこの地域の土地を所有しており、また今後、土地・建物の取引に関与することが想定されています。これまで既に多くの地権者より、将来の利用についての相談を受けておりますが、その中でも地権者の関心事は本規制への憂慮が大半であり、地権者の戸惑いや不安を強く感じております。

当業者会では、長年にわたり県全域で土地・建物の取引の管理に関わっておりますが、本規制の有効性については、当初より疑問を感じております。

その理由として、1、物理的に駐車場の確保台数が減少するため、御存じのとおり本地域は国道58号と国道330号に囲まれたいずれの国道からも高低差があり、徒歩でのアクセスが困難なため1台でも多くの駐車スペースを確保が必要だと思われま

2、駐車場や建物後方だけに位置した場合、中小規模以下の店舗では顧客が駐車場の有無を認識することができず来店を敬遠する事が想定され、その結果店舗の運営に大きな支障をきたす事が危惧されること。

3、これまでの経験上、建物後方みの駐車場の場合、1階店舗部分と2階以上の住居部分とで駐車場の利用についてトラブルが頻発し、管理が煩雑になるため。

以上、これらの理由を総合的に熟慮した結果、公的な駐車場を確保せず本モデル街区に本規制を適用することは妥当ではないと判断いたしました。

次のページです。比較可能な近隣地として北谷町の美浜地区や嘉手納町のロータリーなどがありますが、これらの地域には公的な駐車場が整備されています。

本モデル街区には公的な駐車場の整備が未定であり、駐車場不足により地権者及び建物使用者が本規制のメリットを享受できないばかりか、デメリットとなることは明らかであります。当業者会は、我々会員は国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献するという理念を掲げておりますが、このままでは、本モデル街区の財産価値及び商業価値の低下は回避できず、結果として地権者、地域住民を含む宜野湾市、当業者会と関係者の全てが不利益を被ることが想定され、これ以上事態を黙視できず本陳情になりました。

以上が陳情の内容になっております。

○知名康司 委員長 ただいま陳情の内容の説明がございましたが、資料として2枚の資料がございますので、これも参考にしながら質疑をお願いいたします。

説明がありました、西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情ということでございましたが、質疑ありましたら、宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっと聞きたいのですが、多くの地権者とありますけれども、地権者は何名。

○宮城竜也 参考人 こちら個人情報にあたるものですから、地権者の数とか、そういったものは判断せずに…。

○宮城優 委員 数とかは言えない。

○宮城竜也 参考人 言えないです。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 多くのというと、半分以上。

○宮城竜也 参考人 ですね。

○宮城優 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○宮城優 委員 はい。

○知名康司 委員長 ほかに。確認するとか、そういったこともできますので、特に記の部分、1番と2番のほうが大それたと思いませんけれども、それも含めて。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 まず、今言った1番、記の部分、物理的に駐車場の確保台数が減るということで、今、既存の計画と建物前の駐車場の台数というのか、どのぐらい変わって、どういう風な感じでちょっとデメリットがあるのかお伺いします。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 駐車場の台数というよりは、前面道路2メートルのセットバックもそうなのですが、一番の問題点が店舗部分と住居部分を分けないと、ちょっとトラブルになるのが、一番の問題なのです。正直な話、やはり店舗が下にくるというのが大前提で、利害はあると思うのですが、正直お客様のほうが裏に回って表の店舗に来るかどうか。なおかつ、裏側に上の階の賃貸マンションの駐車場部分と店舗の駐車場が一緒になった場合、必ずちょっとぐらいいいやという形で止める形が結構今までの経験上多いものですから、店舗部分と住居部分の駐車場を分けてほしい要望であります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今のアパートというか、その駐車場と店舗の駐車場の割り振りというのが、ちょっと心配というような形、この地域の割合というの、例えば店舗だけなのか、アパートと一緒にした店舗なのか、どのぐらい、割合というの、大分あるのですか。

○宮城竜也 参考人 これから計画する形なので、その数については把握はできておりません。

○濱元朝晴 委員 そうなった場合、こういう風なトラブルが起きるといいますよね。今セットバックして、その点は、やはりほかの地域も、そのまま乗り入れしているような形なんですけれども、その辺は別にあれですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 2メートルセットバックしてオープンカフェとかという、にぎやかなイメージを持っていると思うのですが、正直前面道路の交通量が非常に多くて、排気ガスとか、日当たりですね、日光の問題などが生じて、こういった形で具体的ににぎわいができるかどうか、すごく、何と言いますか、あるところですね。わざわざ後ろ側に車を止めて、ここでオープンカフェだったり、遊ぶかどうか、にぎわいを見せられるかどうか。

正直、こういったモデル街区の場合は、例えばA地点からB地点までいくという形の通り道という形であれば、こういうオープンカフェとかそういったところににぎわいを創出することはできると思うのですが、例えば普天間神宮のほうからどこかへ行くという形であれば、この町並みは、いいとは思いますが、それが無いものですから、セットバックしてオープンスペースを設けることも、ちょっと厳しいのかなと思っています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、駐車場の件が大きい問題だと思います。近くにそういう大きい駐車場を確保できると

か、そういう話はあるのですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 公共の駐車場の整備をお願いしたいという陳情もあるのですが、今のところ、ちょっとそういった計画もまだないということですので、例えばの話、琉大病院の駐車場のほうを店舗の利用者の方は2時間無料とか、そういったものを琉大病院側のほうと交渉していただければ、この問題は解決するとは思いますが、ただ駐車場の問題、住居の方と店舗の駐車場の問題は残ると思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、琉大の駐車場の話が出てはいるのだけれども、荷物があつたり、距離が大分長いような気がするのですが、その辺は長くても大丈夫というような認識でよろしいのですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 正直な話、距離が長ければ、普通のお客様は行かないと思います。飲食のみぐらいかと思えます。それで、店舗の資産価値が下がるおそれもあります。

○濱元朝晴 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 こちらタウンミーティングというものが開催されていると思うのですが、そういったものには参加されていらっしゃいますか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 タウンミーティングのほうは、国道沿いにある不動産業者のジョウゲン開発さん、この陳情書のほうを作成したジョウゲン開発の池原さんと参加しております。ジョウゲン開発の代表者のほうは池原さんなのですが、先代のお父様のほうが積極的にタウンミーティングのほうに参加して発言等のほうは行っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 タウンミーティングの内容を教えてくださいといたら、個人情報のため教えてもらえなかったのですが、地権者の名前も入っているということで、教えてもらえなかったのですが、この件、一般質問を3月議会でして、そのときに特例措置を設けるという話を返答していたのです。そういう話が部長から出ていたのですね。そういった話は、今現時点では、まだ聞いていらっしゃらないのですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 こちらの情報のほうは、まだ業者会のほうにはきておりません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それと、この記載がされている、2つだと思うのですが、駐車場と2メートルセットバックのところが予定されているのですが、それ以外で特に要望とかはないのかなというのを知りたいです。それ以外でも、僕もちょっといろいろな方から話を聞くと、ちょこちょこことあるのではないかなと思ったりするのですが、そういったものとかはあつたりしますか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 我々業者会からというのは、この1点と2点だと思います。ただ地権者のそれぞれの意

見はあると思いますので、それぞれ変わってくると思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 例えばなのですけれども、この規定を取っ払った場合に関して、いろいろと今オープンカフェとか、にぎわいがある、そういったものをつくりたいというのが今指針であるのですけれども、もしこれの代わりに何かをやるとなったら、どういったものがいいとかというアイデアって何か、代替案があれば、僕らも話などしやすいのですが。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 もし規定のほうを撤廃ができるということであれば、また業者会のほうへ持ち帰って、代替案をモデルとして考えてみたいと思います。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。大丈夫です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。本日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございました。

幾つか確認させてください。先ほど嶺井拓磨委員からもあったのですけれども、行政のほう、宜野湾市は、地権者の方々とタウンミーティング、話合いの場を何回か設けて、今後も多分継続されると思うのですけれども、お一人ジョウゲン開発の方が参加されているという…。

(何事かいう者あり)

ほかにもいらっしゃいますか。お名前は…、何名か参加されていると伺っているのですけれども、宜野湾市のほうに確認すると、できるだけ地権者の意見を吸い上げるように、なるべく意見を集めて対応できないか、もしくは市としての思いとか、コミュニケーションをちゃんと取ろうとしている姿勢はうかがえたのです。

なので、こちらに書かれているとおり、関係者がたくさんいらっしゃるということであれば、そういった場で、しっかり市と話し合って、よい方向性を出していくということできないから、こうやって出しているのですか。何かタイミングとかなかったのか、この陳情を出した後もミーティングは行われていると思うのですけれども、すみません。質疑になっているか分からないのですけれども、そういった話合いで解決できそうなところって、最新の時点でないですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 先ほど言ったようにジョウゲン開発の池原さんもそうですし、同じ業者会の副会長の新城社長のほうからも地権者の立場がこうで、現在もこういった状態が進んでいるということで発言をしたとしても酌み取っていただけないのが現状だと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この規制というのは、絶対守らなくてはいけないという規制ではなくて、場合によっては、多分地権者と宜野湾市の直接の話合いになるのか、どういった話合いになるのか分からないのですけれども、またどういった条件が適用されるか分からないのですけれども、場合によっては、規制の対象外ということもあり得るということを宜野湾市のほうから伺っているのですけれども、その辺りとかというのを掘り下げて話し合っただけであれば、撤廃せずとも地権者だったり、業者の皆さんがやりたいようなことが実現できないかなというふうなことをちょっと期待している部分があるのですけれども、そういったことは伺ったことはありますか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 先ほど嶺井議員にも言ったように、特例の件が出ているというのはちょっと初耳です。もし特例措置ができるということであれば、また業者会のほうへ持ち帰って、先ほどと同じ発言になるのですけれども、それに代わるこういった形の町並みがいいのではないかという提案などしたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 もう一点、ちょっと気分を害されたら申し訳ないのですけれども、例えばこういう規制をやることで、あるイメージの持てる町並み、建物が並んでいくと、それがいわゆる宣伝効果みたいになって集客が上がるのではないかという期待も一方ではあると思うのです。

なので、確かに駐車場が遠いと行きにくいし、いやと思う人もいらっしゃる、説明していただいたと思うのですが、ここに隣接される地権者の皆さんが一緒になって、何か同じイメージ、町並みをつくる、それは今後考えることかもしれない。その一アイデアとして、こういう規制になってしまうと思うのですけれども、宜野湾市が考えるイメージとしてこういった規制を出してきていると思うのですけれども、そういった相乗効果というのですか、広告的なことというのは、考慮というか、検討したことはありますか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 現在ヒルズ通り会のほうでいろいろクリスマスイルミネーションだったり、そういったものはしていると思うのですけれども、いかんせん駐車場の問題が出てくるはずなので、そこら辺で駐車場が遠いとか、そういった形で、やはり集客するにしろ、何かバスで来るわけではないものですから、車での移動が大半。そうすると、駐車場確保の問題が出てくるので、どうしても勧誘するにも駐車場が一番最大の課題だと思います。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「すみません。では1点だけ」という者あり)

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 別で検討されているということなのですけれども、もっと難しいのかもしれませんが、裏に書いてある公的な駐車場が整備されるのであれば、こういった規制があったとしても大丈夫そうという考えもあるのでしょうか。ただ、公的な駐車場は簡単に作れないというのも現実だとは思っているのですけれども、一番の理想は、そういうことなのですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 公共の駐車場の整備の件なのですけれども、例えば公共の駐車場が、どこに造られるか、近いのか、遠いのか、そういったものがあるものですから、必ずしも公共の駐車場を整備したからといって、その問題が解決するというのは、ちょっとないと思います。

例えば公共の駐車場を整備するという形にして、店舗に行くお客様はここにしか停めたらだめと逆に規制が入ってしまうと、そこまでして店舗に足が向くのかなと。例えば後ろ側の駐車場のほうは賃貸マンションの住民の専用ですと。そういった形で縛ってしまうと、ちょっと難しいかなと今考えております。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 まだ時間はありますから。下地崇委員。

○下地崇 委員 この敷地、歩道とまた2メートルセットバックのほうを、例えば車が乗り入れすることで、恩恵を受けるといっても事業性のある店舗だったりとか、商売される用途で成り立つのか。この乗り入れる利便性から事業がやりやすかったり、それで含まれる恩恵、で、今パース図見るとかなりきれいに出来ているかなと思うのですが、逆にここを駐車場にすることで生まれるビジョン、嶺井委員もおっしゃっているのですが、そのビジョンというのは、ざっくりでいいのですが、ありますか、聞きたいのですけれども。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 今のところ確認はしておりません。分かりやすく言うと、例えばこの形で、こういった後ろ側のほうに駐車場をした場合分かりやすく言うと、コンビニが立地した場合、コンビニが大通りから背を向けるような形になりかねないという問題が出てくる…。

○知名康司 委員長 中村全志参考人。

○中村全志 参考人 今の2メートルセットバックの件なのですけれども、例えばこれを撤廃する、もしくは軽減するという意味では、まず駐車場の確保が、ちょっと変わってくると思います。前面道路に、要は乗り入れとかではなくて、要するに後ろのスペースの部分、この裏手の道路沿いの部分も若干台数が増えるとか、そういう利便性も増える。やはり大きい問題としては、この2メートル空けることによって利用が少ないのではないかと。開けたとしても、現実問題、イメージはありますけれども、このイメージを2メートル以下とするのか、例えば1メートル以内、その距離によって印象は保ちつつ、後ろのスペースで駐車場を増やすということも可能ではないかなと。この趣旨のほうにも書いていますけれども、2メートル空けることによるメリット、イメージだけですが、ということが我々業者会としては、地権者の意見を聞くと、ほとんどないです。メリットは感じないです。役所の方もそういうメリットがあるということであれば、お伝えはしたいと思います。先ほどいただいた、いろいろな規制であったり、ある程度いただいたので、そういう役割も含めて、今日は参加させていただいたという形ではありますけれども、そういう意味では、我々としては、2メートル空けるメリットがまずない。もし撤廃したら後ろのスペースを空けることによって駐車場を置けるということで、一応考えております。

それから、もう一つ、先ほど御質疑があった件なのですけれども、午後にまた地権者の陳情というか、あるようですので、そこのほうもまた意見を併せてお願いしたいと思います。以上です。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと聞き忘れたので、確認したいと思います。

今回用途地域の建蔽率、容積率は、60%、200%だったと思うのですが、60%、200%の建蔽率、容積率で、この絵のような建物というのは、実際できますかというところを確認したかったのですが。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 資料を見ていただくのですが、可能だと思います、概ね6階以下などの形がありますので。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 20メートル以下で6階以下というのもできると。

○宮城竜也 参考人 はい。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。ほかになければ進めてまいりますけれども、1つだけ。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 行政側の立場もありますけれども、こういったまちづくりというのは、どうしても地権者が優先だと思うのですけれども、だからそういった面では地権者に当たりますから、地権者の声が、かなり期待できるのではないかなと思いますけれども、しかしながら役所も役所でまた、ここを景観地区ということが、規制というよりは、景観にもこだわるところがありますから、これからのまちづくりとしては。だから、こればかりはどうしても時間もかかるかもしれないけれども、話し合いながら、どういう形が一番いいのか、近づけるといふか、それを少しずつ進められていったほうがいいのではないかなと思います。

先ほど琉大の駐車場の件も相談しながらだと思ひまして、またほかにも、もしあるのであれば、そこら辺もまた検討する余地はあると思いますから、様々な方法で、せつかくのイメージ的にも、これまでにない、何かまちづくりとしてはいいのではないかなというのがありますから、少し切り替えながら、十分話し合っただけであれば、何らかのいい方法も出てくるのではないかなと、ちょっと気になったところではありました。

だから、これからも先ほど言ったようにミーティングも含めながら、直接建築課に出向いてでもいいですので、ぜひ声を反映していただきたいなと思っております。質疑というよりは要望に当たるかな。接触というかな、図っていただきたいなと思います。お願いをいたします。議会としては、当然皆様方の意見を踏まえて、そういった意味での、皆さん方の声を反映してまいりますので、それを踏まえながら、いい方向性でいけたらいいのではないかなと思っております。

質疑というよりは、今後、まちづくりを進めながら、我々も関わりながらやっていきたいなと思っておりますので、お願いをいたします。

自分からは以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。又吉委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。この2つの規制を撤廃、あるいは見直しをした場合に、地権者の皆さんだったりも、やはり2メートルセットバックするメリットないよねというところだったりとか、駐車場の管理の煩雑さというところがイメージされての2つの陳情だとは思いますが、この2つのものを、規制を撤廃、見直しをした場合の、今のいいイメージの中があるから、この2つを出してはいるはずなのですが、この2つを撤廃した場合の最悪のシミュレーションって、どういったものができるのかなというのがあれば何か理解しやすいのかなという、やはりこういう絵を見せると、私もイメージで、あ、いいなと思ってしまうのですよ。

それを撤廃した場合の地権者の皆さんの意見というのは、いいイメージがあるから、こういったものが出てくるはずなのですが、地権者の皆さんだったり、業者会の皆さんだったりとか、最悪なシミュレー

ションって、どういったものがあるかなとなると、こちらのほうも、これも撤廃すべきではないのとか、見直すべきではないのというのが言えるというか、逆説的なものですね、どういったものが撤廃した場合に、例えばそれぞれの建物が、テラスも造りたいから、後ろにセットバックした建物もあれば、ぎりぎり前面道路まで建てるとかというような最悪のシミュレーションというか、どういったものがあるかなとお聞かせいただきたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 こちらのほう、今、又吉委員から最悪なシミュレーションの考えられるケース、今のほうでお話ししますとそれぞれ自由に建物を造ってしまって、例えば凸凹な町並みになってしまうのが恐らく最悪のシミュレーションかなと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 駐車場の件で、例えば前面に駐車場をやらずに後ろのところになってくると、住居の人と店舗利用者で、こちに停めるということになるのですけれども、では前面に駐車場ができるようになれば、それってほかのところでも前面に駐車場があった場合、そういったトラブルは起きていないということの認識でもいいですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 そのとおりです。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 2点だけ伺いたいのですけれども、このエリアって、すごく価値があることの一つに、この高さから海のほうを見る、オーシャンビューというのですか、すごい大事なところだと思うのです。こうしたときに、こちらに建てる建物、向きとしては、先ほどちょっと出てきたのですけれども、道路側を向くのか、それとも海が見えるような感じで造るのか、その辺りって皆さん、もしかしたら全然集計とかしていないかもしれませんが、どちらのほうがイメージは多いですか。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 18の資料を見ていただくと分かるのですけれども、ヒルズ通り側、眺めというよりほとんど住居のような感じで出ると思います。傾斜地のところでしたら、例えば高層マンションとかですね、そういうもので考えはすると思うんですけど、この場合は住居をメインに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。海が見える何とか屋さんみたいなところ、ちょっと実際あると思うのですけれども、そういったイメージを持つと、駐車場が向こう側に、正面のほうにあったほうがいいということとすると、道側ではなくて、向こうというのもあり得るのかなと、ちょっと想像したので、一応確認させていただきました。

もう一点なのですけれども、今回皆様、そういった業者会ということで、知見があるかなと思って伺いたいのですけれども、例えば県内、県外でも、こういった事例というのですか、こういったことがあって、やはり宜野湾市としても、こういう規制をなくしたほうがいいのかという、そういう話とか、もしあったら、教えていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城竜也参考人。

○宮城竜也 参考人 分かりやすい事例と言え、北谷町。向こう側の方はホテルと商業地域あるものですから、入居する方、アパートとか、借りられている方とのトラブルはあまりないとは思うのですが、これと同じような形でイメージをするのであれば、住居系と店舗系が同じ建物内にある形にすると、結構騒音問題とか、そういったものがちょっと出てくるのかなというのありました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この規制が無い方が望ましいということですか。  
(何事かいう者あり)

○宮城政司 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかになければ進めてまいりますけれども。  
(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時44分)

---

○知名康司 委員長 審査中の陳情第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時44分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時04分)

---

#### 【議題】

##### 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 次に、陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、先日本日お話ししたとおり参考人から意見聴取を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

---

○知名康司 委員長 本件の参考人として、沖縄県商工団体連合会より知念三四志さんと東恩納滝さんに御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の代表して厚く御礼を申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員会からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、発言をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○知念三四志 参考人 では、委員長、よろしいですか。

○知名康司 委員長 はい。

○知念三四志 参考人 沖縄県商工団体連合会の事務局長をしております知念と申します。

今日は、資料を準備しておりますので、御覧いただきながら簡潔に趣旨説明させていただきます。

まず、インボイス制度を理解いただくために消費税の計算方法というのを最初に簡単に説明させていただきます。

黒丸が3つ並んでいますけれども、一番左側、通常の所得税の計算、売上げ2,000万円から仕入れや人件費700万円、その他経費で、合計の経費が1,700万円、2,000万円から1,700万円引いたら利益、所得は300万円という、これは通常の所得税になっていますが、消費税の計算方法は2通りありまして、1つは本則課税、1つは簡易課税になっております。真ん中が本則課税で、右側が簡易課税の計算方法になりますが、同じ2,000万円の建設業の売上げの場合でも本則課税で申告すると、この人の場合100万円の納税で、簡易課税でやると60万円の納税ということで、自分の節税になる方法を、どちらか選択するという形になります。ただ、簡易課税は届出をしないと選べないのですが、簡易課税の届出をしなければ自動的に本則課税の申告になる法律になっています。

それで、本則課税のところの人件費というところにラインを引いてありますが、本則課税で消費税の申告をする場合は、人件費は控除の経費になりません、消費税の場合は、従業員に給料を払うときに10%つけて払うということはありませんので、人件費は非課税取引になっておりまして、その関係で本則課税で申告すると700万円の経費が消えてしまうので、この方の場合には本則課税で申告すると割高になるという計算になっておりまして、この消費税の申告計算の基本は、売上げ2,000万円を受け取った売上げの中に含まれている消費税から、この仕入れ経費で支払ったガソリン代とか、電気代とか、全て消費税は含まれていますので、支払った経費を差し引いた残りを税務署に納めるというのが本則課税の申告方法ですが、このインボイス番号、インボイス制度が実施されると、この仕入れ700万円とか、その他経費300万円のうち、その支払った領収書にインボイス番号がついていないと、消費税の計算のときに、この人件費と同じような扱いで、経費で引けなくなるというのがインボイス制度の一番の特徴になっています。

インボイス番号を自動的にもらえるのは、誰かというのと、もちろん登録して初めてなのですが、売上げ1,000万円以上で、既に消費税の申告をされている業者は、課税事業者と申しまして、インボイスの届出をし

てインボイス番号がもらえます。

問題は、売上げ1,000万円の以下の免税業者といますけれども、売上げ1,000万円以下の業者は、自分で登録するかしないかを判断して、インボイス登録するしないの結論を出すこととなりますが、もしインボイス登録をしないで、今のままの形で商売を続けるとなると、例えば4番の「免税業者はインボイス伝票を発行できない、どんなことが起こるか、例えば」というところですけれども、個人タクシー、それから売上げ1,000万円以下のクリーニング屋さんとか、例えば個人タクシーを利用する方が建設業の社長さんとかで、このタクシーを会社の経費で計上したいという場合には、それにインボイス番号がないと会社へ戻った後、経理の人から怒られるというか、注意されます。これだと消費税の計算のとき経費で引けないから、個人タクシーは今後一切使わないでくださいということになりかねないということです。

それから、クリーニング屋さんも売上げ1,000万円以下だと消費税申告必要ありませんが、クリーニング屋さんに仕事を依頼しているホテルだとかというところは、当然大きい会社ですので、消費税を申告しておりますので、このクリーニング屋さんに仕事を依頼して、30万円払いました。領収書にところがインボイス番号がついていないということになれば、もっと大手のクリーニング屋さんを利用しましょうということになっていくということで、この例えばのところの結論でいくと、インボイス登録していない、売上げ1,000万円以下の業者は仕事が減っていく、廃業、倒産が近づいていくということに当然なっていくと思います。

それで、2ページ目のほうですけれども、今、特に那覇などで一番トラブル、問題になっているのが、家主さんですね、貸店舗の。例えばa uショップに月30万円で店舗を貸している。この30万円だと年間360万円なので、消費税の申告は要りませんけれども、このa uショップが消費税の申告している業者なので、大家さんに30万円払ったら、ちゃんとインボイス番号のついた領収を下さいと。大家さんは、そしたらどうなるか。計算したら、この大家さんもインボイス登録して消費税の申請をしたら、我々一緒に実際に計算した方なのですけれども、大体約40万円ですね、39万円余りの消費税が発生するというので、自分は登録しないということで、借りているa uショップ、居酒屋さん等とトラブルになったりしているケースが、特にたくさんあります。今、結構相談が来ています。

そういう意味では、本当にごく一部の、本当に個人の方、個人のお客さんだけを完璧に100%相手にして御商売なさっている方ですと、直接的なインボイスの被害というのはないと思うのですが、例えば居酒屋でもスナックとかでも、接待で使って領収書を下さいというときに、インボイス番号がないと、やはり嫌がられてくるということになってきますので、ほとんどの業種に関係してくると思います。

ですから、消費税を申告している業者が消費税を申告していない免税業者と取引をすればするほど、納める税金、消費税は増えるので、免税業者は取引から排除されていくという心配です。

それで、免税業者も、ではインボイス番号を取るためにはどうしたらいいかということで、国税庁はホームページを見ると、9月30日、10月1日からインボイス制度を始めると言っているのですが、国税庁のホームページでは、9月30日までにインボイス登録を売上げ1,000万円以下の方もすればインボイス番号をあげますということに今なっています。

ただ、インボイス登録をすると、すぐ来年の3月31日まで1回目の消費税申告が待っていますので、この6番目のところに書いてありますように免税業者、売上げ1,000万円以下の人がインボイス登録をして、そして来年の年明けに消費税の申請をしたときにどれぐらいの消費税を納めるかという、これは試算ですけれど

も、年間売上げ300万円の個人タクシーでも13万6,300円、それから年間売上げ500万円の建設業の一人親方の場合も18万1,800円、先ほどの携帯ショップと居酒屋に店舗を貸している、これは実際の首里の業者なのですから、39万2,700円になるのです。

全国的に言うと、財務省が国会で答弁しているのは、売上げ1,000万円以下の免税業者、全国161万人が新たにインボイス登録をして消費税の申告をすることになるでしょうというのが国の試算で、そうすることによって年間2,480億円税収が上がりますという言い方をしております。2,480億円を161万人で割ると、1事業所平均15万4,000円というのを国会で答弁しております。

資料の3ページを開いていただきたいのですが、これは沖縄県議会で、私たちがこのインボイスの陳情を出したときの議論で、県議会で出てきた資料をいただいたのですが、沖縄県内の免税業者数、つまり売上げ、事業の申告はしているけれども、まだ消費税の申告はしていないという方が、国税事務所の調べで4万9,020社です。これに先ほどの15万4,000円を掛けると、沖縄だけでも1年間に75億4,908万円の税金が新たに国に持っていかれるという、ある意味大増税になってきます。

ただ、4万9,020というのは、あくまでも税務署に申告している人から消費税の申告をしている人を除いた数で、事業者というのは、実は税務署に申告しないで、役所だけに申告している人が沖縄県内でも数万人、まだいると言われています。その人たちを付け加えると、やはり6万人以上、もしくは7万人ぐらいいるかもしれませんので、75億円が、やはり100億円ぐらいになる可能性もあります。

そういう意味では、私たちは、この中小業者の今の営業は、ちょうどコロナからの回復途上で、ウクライナ危機や円安、急激な物価高騰というのが続いておりまして、今、多くの団体がインボイスは中止すべきだ、延期すべきだという表明をしております。

県内でも、私たちへの回答でも、沖縄県出店業事業協同組合、それから沖縄乗用自動車事業協同組合、これはタクシーの協同組合です。それから壺屋焼き、それから那覇、沖縄市、八重瀬町のシルバー人材センター、それから金武漁協、知念漁協、それから琉球紅型とか、いろいろな団体が、多種多様な業者が反対表明をしておりますし、それから4ページ以降、去年の建議書で日本税理士連合会も導入時期を延期することとすることを国に建議書として上げております。

それから、5ページが全国青色申告会の連合会が、インボイス制度は廃止または凍結という意見、それから6ページが俳優連合の西田敏行理事長のところのインボイス制度の実施延期を関係各省庁にお願いいたしましたというコメントです。7ページが、元農林水産大臣の齋藤さんという方のインボイス制度は延期すべしと。7ページの下の写真が声優業界、アニメ業界、それから漫画業界、演劇業界のエンタメ、4団体の共同でのインボイス反対とかということで、8ページも6団体の、この辺りは、なかなか新聞報道されないもので、インターネットで出して、資料として提供しています。

最後に、9ページ、10ページなのですが、これは帝国データバンクの、ある意味、5月の動向調査は、今月もうすぐ出るかと思うのですが、4月現在の一番データとして新しいかなと思いますけれども、2023年度中も約2万品目を超える食品の値上げが、これから予想されているということで、物価高は長期化の様相を呈しているというのが帝国データバンクの結論になっていて、物価高による倒産も2022年から引き続いて毎月過去最多を更新してきているというのが、これも帝国データバンクの資料です。

10ページは細かな内容で、特に建設業が大変だとか、いろいろなものになりますので、御覧いただきたい

と思いますけれども、私たちはインボイス、こういう物価が高騰している中で、なおかつコロナから回復途中の中でインボイスが予定どおり導入されたら、先ほども言いましたように沖縄県内だけでも75億円の新たな増税というふうになると、今よりもさらに物価を押し上げていくという働きにならざるを得ないと思っております、ぜひ沖縄県内の県議会を含めて全ての市町村議会に、国に意見書を上げていただきたいということをお願いしている次第であります。

取りあえず以上です。

○知名康司 委員長 ありがとうございます。説明が終わりまして、質疑を受けたいと思います。インボイス制度も含めて、いろいろなことがありましたけれども、それを踏まえてどなたか。宮城優委員。

○宮城優 委員 このインボイス制度なのですけれども、売上げ1,000万円以下の個人というのですか、個人で商売なされている方に対しては、今まで非課税だったのですか、消費税。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 これも議会の趣旨説明、別の議会で同じ質疑がありまして、消費税法、今、売上げ1,000万円以下の消費税、申告しなくてもいいという法律になっているにもかかわらず、インボイス制度で登録して申告させられるということは、そもそも法律違反ではないかという質疑があったのですけれども、現在の消費税法の中では、売上げ1,000万円以下の皆さんは、当面の間、特例として実務負担とか、それから価格を商品に、零細な企業は転嫁しにくいとか、いろいろな理由の中で、1,000万円以下は当面免除するというような規定にしかになっていないです。だから、確かに法律上は免除されていますけれども、特例措置みたいな形になっています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 その特例は外されるということですか。

○知念三四志 参考人 インボイス登録をした人は外される。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、登録しなければ、そのまま生きるのですか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 インボイス登録は、今回の国の法律改正でも登録するかしないかは任意になっていますので、個々人で判断するという形になって、先ほど言いましたようにインボイス登録をしないで、今のままで、今のままの事業を継続できる方は多分少ないと思います。だけれども、それは多分ほんの少数、さっき言いましたように、全く個人客相手のところだけになってきて、後ですみません。うちの東恩納からも事例を紹介してほしいと思うのですけれども、もう既に高齢で、インボイス導入と同時に商売は辞めるという人も結構一定数いらっしゃるのですよね。そこも含めてインボイス登録するかしないかは自由なのだけれども、今の商売を続けていきたいと考えている方は、登録せざるを得ないという方々が圧倒的に多いと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 沖縄を現時的に言うと、一人親方、建築のほうに多分相当数、僕の身近にもいる。その一人親方は、仕事をもらっている立場で、このもらっている会社側がインボイス登録していると、一人親方はしていないではないですか。していない場合の不利益はどちらにいくのですか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 すみません。資料の2ページの一番上の④ですけれども、親方も困ります。これは実際に私たち会に入っていられる建築塗装業の方の事例なのですけれども、従業員を直接雇っていますよ。だけれども、忙しいときに一人親方で現場へ入ってもらうという人が毎年3人ぐらいいて、その皆さんに年間月平均30万円ですと、1,000万円余り払っているのです。そうすると、この一人親方の皆さんが年間3人に1,000万円ぐらい外注費というのを払って、その皆さんから領収書をいただいたときにインボイス番号がないと、この会員さんは建築塗装業なのですけれども、大体1年間で100万円ぐらい、10%なので、100万円ぐらい納める金額が増えるということで、頭を抱えているわけです。

その一人親方の皆さんを集めて、どうしようかという相談を今していて、その一人親方の人たちがインボイス登録をしたら、この3名は、それぞれまた消費税の申告をしないといけないということで、では元請の、さっき言った100万円の負担と、それから3名が新たにそれぞれの申告したときの税負担がどうなるのかというのを突き合わせて、実は、ちょっとお互いに負担をしていこうではないかというところまで、何か具体的に話し合っている、元請と下請。

だから、両方、どちらとも言えないです。中には、おまえたちのを全部俺が持つてやるよという太っ腹の元請さんがいるのだったら、それは末端は助かると思いますけれども、なかなか零細業者で、経営者で、下請の外注の一人親方の分まで、税負担までできるというのは、なかなか厳しいと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 要はかぶってしまう、消費税を。という認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 これまでは一人親方、つまり売上げ1,000万円以下の皆さんというのは、申告免除されていた。国は堂々と法律を、消費税の課税最低限を今まで1,000万円を全部取っ払って、消費税法も特例を廃止しますという法律改正の仕方ではなくて、インボイス制度という変なのを導入してきて、つまり民間同士で、国に納める消費税は、元請が払おうが、一人親方が、誰が払おうが、とにかくいいと。お互いに話し合ってくださいみたいな法律改正に、もちろん僕らはインボイス制度そのものは大変だなと思っていますので、なかなか民間同士で、誰が消費税を負担するかというのを税務署や行政に関係なく、何か本人たちに話し合っているというような、そんな感じを僕らは持っています。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 ということは、インボイス番号を持っていないと取引しないと。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 どうしてもこの人は技術があって、この人なしでは現場が動かないという場合もあり得るかもしれませんね。そうなった場合、いや、俺は消費税申告しない、インボイスも登録しないという方がいたとしたら、この方が大した技術がなければ切られるでしょうね。別の人で補える。だけれども、この人がなくてはならない技術だったら、当然取引しないと商売が成り立たないとなったら使っていくと思いますが、それで今、新しい動きとして、こういう一人親方で技術を持っている方を会社の従業員として取り込み、社保も入れるという動きが実は、これは一人親方というのは事業主なのですけれども、国もそれは2割ぐらい廃業者が出るのではないかと今言っていますけれども、これも一つの廃業なのです。事業主からサラリ

ーマンに代わったという点では、事業主が国内から一定数減っていくという形になっていくかなと。こういうのは実際に結構出ています。

(「委員長、少し」という者あり)

○知名康司 委員長 東恩納滝参考人。

○東恩納滝 参考人 宜野湾市に住んでいる業者さんからちょっとお話を伺ったのですが、その内容を紹介します。1人目は、宜野湾市野嵩で電気工事を行っている業者の方なのですが、この方は下請に3人フリーランスとしてやっている人を応援、一人親方ですね、をやっていますけれども、もしインボイス実施となれば、一人親方の方を、恐らく消費税は納税できないだろうと。でも、私たち電気会社の人が消費税をかぶることもできないので、下請の方たちと話し合っ、1日の労働単価の値下げをお願いするしかないだろうということを話されていました。

2人目です。宜野湾市我如古に住む建設業、この方はフリーランスです。一人親方です。所得300万円毎年申告していて、そこから所得税、国保税、市県民税を納税されて、インボイスが始まると、消費税納税も負担になるということで、それは恐ろしい制度だということで、これから物価高騰で食費も上がり、電気料金も上がるとなると、どうやって生活していくか、不安しかありません。今8%と10%の記帳義務というがあるので、8%、10%を記帳しているのですが、これに関しても苦労しているということと、インボイス制度が始まると、さらに記帳が複雑になりますので、その記帳方法で残した上で、今後の確定申告に不安しかないということと、高齢と同時に持病もあるので、インボイス実施と同時に廃業を検討するしかないなという声が上がっています。

3人目、こちらは愛知に住んでいる板金屋さんの声としては、若手がどんどん減りつつあるこの業界で、インボイスが始まると、若い人は、起業しようと思う人がどんどんいなくなってしまうのではないかという声が上がっています。

最後に、長田に住んでいるフリーランス、一人親方です。消費税を日当、単価に上乗せして消費税を取りたいのですが、長年取引をしているので、今さら単価に消費税を上乗せして請求して取ることはできないということ、インボイスが始まってしまうと、単価に上乗せ、それで消費税をもらわないと、私たちの経営も悪化していくだろうという声が上がっていました。以上になります。

○知名康司 委員長 質疑願いたいと思います。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。インボイス制度についてなのですが、これは沖縄県商工団体連合会さんとしては、延期を求めるのか、中止を求めるのか、それとも内容の変更を求めるのかという、どちらになりますか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 基本的に私たちは中止を求めています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これを見ると、陳情書というのは、実施延期を求める意見書を可決してくださいということなのですが、本来としては中止を求めているが、今現時点では一旦延期して、その期間を延ばした間で議論して中止に持って行ってくださいという意見になりますか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 おっしゃるとおりです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました、ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに、下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。建設業の社長が、すみません。資料1ページの個人タクシー利用で、例えば1,600円とか運賃払って領収書をもらいますよね。その領収書が、インボイス、取った場合に、この個人事業主になるわけなので、この方が960万円、対象ではないということで、インボイスを取得して、業者ということのあれで出した領収書は、この1,600円の経費としての利用が丸々できないという認識でいいのですか。それとも1,600円から10%、消費税分が、その社長が負担しないといけないということになるのですか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 基本的には、法律上の基本、インボイス制度の基本はいただいたレシートや領収書の中にインボイス番号がなければ、会社が消費税の計算をして、旅費、交通費の経費で計算をするとき、1,600円そのものが排除しないといけない。今おっしゃったように計算したら10%を引くという形になるので、基本的には10%の負担増に、1,600円の10%なので少ないのですけれども、ただインボイス導入、どうしても国がしたいという、経過措置というのが3年間いろいろあって、臨時的に1万円以下の現金経費はインボイス番号なくとも認めるというのが、今決定ではないけれども、出ているのです。1万円。1万円以下で例えば、先ほど言いましたように従業員の弁当を買ってきましたと。それが8,000円だったら、1万円以下なので、こういう1万円以下の経費については、インボイス番号なくても当面の間認めますというのが、一応今言われているのは3年間、これはだから延期や反対する人たちをちょっと抑えようと。

それから、公共交通機関ですね、電車とか、バスとか、飛行機だとか、それも3万円以下はインボイス番号なしでも旅費、交通費は認めますというので、タクシーがこれに該当してくるのかというのは、ちょっと調べないと分からないのですが。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 公共交通、こっちだと個人タクシーと明記しているの、事業主になるわけですね。その辺のすみ分け、例えば沖縄第一交通さんとか、大きな公共交通の役割を果たしている方とか、ではなくて完全に個人タクシーの方とか、そのすみ分けというのはされていないという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 そうですね。これは一般のお店でもそうですけれども、ちょっと大きいサンエーとか、大きいスーパーだったら、すぐね、関係ない。それからタクシーもそうですけれども、今おっしゃった法人の大きなタクシー会社ですと、もう既に消費税の申告を当然されていて、インボイス番号もすぐもらえてということになってくると思いますけれども、問題は、消費税の申請をしていないところ、先ほど私たちと一緒に反対表明している沖縄乗用自動車事業協同組合というのは、個人の協同無線タクシー会社のことなので、そういうところは、本当にまだ今言ったみたいに個人タクシーとなると、個人経営になるので、公共交通機関というふうにしてもらえるかどうか。でも、個人タクシー、全国にたくさん組合はありますので、相当反対運動しているの、個人タクシーも該当するというふうに持ってくる可能性もありますけれども、多分法律をそのまま解釈すると、公共交通にならない可能性があるの、対象から外される可能性はありま

す。

だから、その辺は、やはり法人のタクシー会社であっても、個人経営、個人タクシーであっても、そこは  
どういうふうにしますというような、ちゃんとしたフォローというのは、国の法律は今ないので、個人タク  
シーの皆さん、インボイス登録する人でも、ではこのインボイス番号のついた領収書をどうやって発行する  
かという点でいくと、タクシーに載っているレシート、自動的に出てくるやつに新たな番号も付いて出てく  
るような機能に替えていくというのは、まず費用的にも必要になってくるので、そういうのを補助しなさい  
と言い始めている個人タクシーの組合もあったりして、だからある意味、それぞれの団体任せになっています。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。本日はお越しいただき、ありがとうございます。

ちょっとまだ自分の中で、うまく理解できていない部分があるのですけれども、現在1,000万円以下の売上  
げで免税対象になっている業者で、このインボイス制度というのは導入されることになって、税金、消費税  
を納めるために値上げを、ビジネスの取引で値上げを、消費税を上げてビジネスを続けるということが、こ  
の制度でそもそも想定されているのでしょうか。

そうなると、いわゆる消費する側、市民といいますか、側が消費税をちゃんと払うという言い方でいいか  
分からないのですけれども、払う、負担するというふうに、物価が上がるのかなというのが考えられるので  
すが、そういう考え方で合っていますか、確認させてください。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 そうですね。そもそも消費税は、数年前から価格の、商品やサービスを提供する金額  
の中に消費税が含まれている。以前だと本体価格幾ら、税金幾らということで、きちっと分けて、税別表示  
しなさいというのが一般的だったのですが、そういうのが、今は表示は、どちらでもいいということになっ  
ていて、はい、これは値段1万円ですというふうに公示した場合は、その1万円の中に消費税が含まれてい  
ますという意味合いになってきて、結局それは物の値段を、その人、その事業主一人一人の裁量で決めてく  
ださいというのが、今の法律になっていて、そうすると、先ほど言いましたように、例えば一人親方の建設  
業の人が親方に言われて分かったと。インボイス登録して消費税を申告しましょうといったら、先ほど言っ  
たみたいに1年間で、これは100万円の試算ですけれども、18万1,000円です。そうすると、この18万1,000円  
を月に割ったり、日当に割ったりしたら、今の日当よりも1,000円、2,000円上げてもらわないとできないと  
いう話に普通はなって、つまり今のままの金額で消費税を申告してしまつたら、1か月分ぐらいの給与がな  
くなるので、生活できないということになるので、当然単価値上げの交渉は今既に始まっていますけれども、  
そうすると、それは建設業の一人親方だけではなくて、個人タクシーも、今までやらなかった消費税申告で  
13万円負担しないといけないのだったら、料金値上げしないといけないとか、それから弁当屋さんも居酒屋  
さんも、みんな全体的に物の値上げ、確実に起こってきますので、物価高騰はもっとひどくなるのではない  
かというのが一般的には言われています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。制度上、そういうふうになるのかなというのは理解したのですけ

れども、現実問題として、年間1,000万円、免税対象になっている方々、ビジネス上という言い方がいいか分からないのですけれども、本当に小企業といいますか、大企業なんかには太刀打ちできない弱い立場の人たちだと思っているのですけれども、なので、値段を上げますといっても、ではこれまでどおりの仕事ができるかと思うと、できない、大企業だったら、消費者は何と言おうと値段を上げてしまったら、それについていくしかないと思うのですけれども、こういった方々というのは、簡単に値上げできないと思うのです。

そうすると、結局その増税分といいますか、制度上払わなくてはいけない部分というのは、市民が負担するのが本来だと、消費者が負担するのが本来だと思うのですけれども、結果的に事業者が負担せざるを得なくなるというふうに想定しています。ということで、それを考えたら、もう廃業するしかないと先ほどおっしゃった、事例みたいなことが、当人からしたら出てくるのかなというふうに思うのですけれども、そういった理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 例えば今言ったみたいな、例えば弁当屋さんとかでも、宜野湾市内にも結構あると思いますけれども、消費税、今度から申告しないといけないから、弁当、今500円で売っているのを600円にしようといったら、価格競争で、では自分の店からほかの店にお客さんが逃げるのではないかというのが現実なのですよね、零細業者なので。だから、一人親方の建設業でも、さっき言いましたみたいに相当な技術とか持っていて、どうしても必要不可欠な人だというふうになっているのか、そうでないのかという点で言えば、そうでないところというのは切り捨てられていくので、生活するためには、単価は上げなくてもいいので、これまでどおり働かせてくださいという現実がそこにあるかもしれない、いろいろな形。

ですから、トータルで考えると、物価も上がってきて、それは最終消費者がもちろん主な値段なんでやるんですが、それは大企業の社長だって、一人親方だって、全て国民は最終消費者なので、だからそういう意味では、インボイス問題は、全ての国民に関係ありますよというのが、私たちの、物価が上がっていくという点で言えば考え方です。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。ちょっと交代してください。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 せっかくですので、1,000万円以下の事業者が対象ということでありましたけれども、これはどんなですか。自分の予想としては、今まで消費税の登録というか、申告もしていない方々が申告するかどうか、しないのではないかとあえて。それが1つ目。

それと、しなければ強制的に課税してくるのか、これも見えない、どうなるのですか。この2点。

○宮城政司 副委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 実は、私たちのところに、先ほどの建設業の一人親方の方々が、仕事をいただいているところからいろいろ相談して、インボイス登録してきなさいと言われてた。分かったといって、この方が那覇税務署に行ってインボイス登録してきたら、あなたはどこの誰々ですかというふうに聞かれて、住所を書きますよね。そしたら、那覇税務署の職員から、あなたは1回も那覇税務署に申告していませんねということで、逆に5年分、所得税を申告しなさいというふうになっている人も実はいるのです。

そういう意味では、この人は、だけれども、真面目に役所にこの10年ぐらいやって、一人親方でやっているんで、役所に申告することで、確定申告は完璧に事足りていたとっていたと。ところが、税務署に申告しなければ国税は無申告扱いなのでということで、困って、5年分、どんなして申告したらいいかねという相談なのですけれども、インボイス登録というのは、税金の申告まで税務署が掴んだら、所得税の申告まで今させられている方が出始めているのです。

だから、そういう意味では、インボイス登録するかしないかというのは本人の自由、だからおっしゃるみたいに売上げ1,000万円以下の方が消費税の申告もしない、税務署に申告しないで役所だけにやっていたという、こういう実態も本当に仕事元請や取引先との関係で、インボイス登録せざるを得ない状況になったら、基本的には全部洗い出されて、税務署経由の申告をさせられるような形にはなっていく。インボイス登録するかしないかは自由なのだけれども、先ほど言いましたように全く個人客相手だと、登録しないで、床屋さん、100%かどうか分かりませんが、基本的には個人客相手ではないかなと思います。美容室なども、割と個人客相手かなと思います。そういうところなどは、企業が接待交際費とか、福利厚生費とか、なかなか床屋さんとか、美容室とか使わないと思うので、そういう人たちは登録しないで、今までどおりというのはあるかもしれませんが、私たちのところへ相談にいらっしゃる、例えばオキコパンの配送をしているオキコの車でパンを配送している方がいますよね。あれは全部フリーランスなのですよ。聞いてびっくりしましたが、それも全部インボイス登録しなさいと言われてるし、それからシルバー人材センターの登録している、お一人お一人もみんなそういうパターンなのです。

シルバー人材センターは、インボイスが始まると、今年間50万円、那覇のシルバー人材センターでも消費税、シルバー人材センターも、あれは事業としてやっているんで、今まで50万円の納税で済んでいたのが、一人一人のシルバー人材センターの登録者、作業者が1年間で200万円とか、300万円しか稼がない人たち、場合によっては100万円以下の人もある。その人たちが全部外注費で計算できたのだけれども、この人たちからの領収書にインボイス番号がなかったら、那覇のシルバー人材センターは、納める消費税が500~600万円いくのではないかと試算が出て、それでシルバー人材センターの皆さんは大変だとなっているのですけれども、そういう意味では一定の、本当に限られた人たちは関係あるかもしれませんが、そういうふうな形で、いろいろな形でインボイス登録してきてというふうに周りからやられていく業者というのは、どうしてもやらざるを得ないので、多分来年の3月とか、その翌年の消費税の個人事業主の消費税の申告時期というのは、大変な混乱だと。沖縄県で新たに4万人ぐらいが消費税の申告をするといったら、やり方も分からない人たちが、どこに行くかというもありますし、それが申告のやり方が分からなくて、2~3年ほったらかした後に税務署から3年分まとめてやりなさいとか、いろいろな事例が今後出てくると思うので、なかなか逃れられないと思います。申請しないで済むというのではないかなと。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 課税に関して、例えば申告しなければ、そのまま課税を免れるというのではないですか。

○宮城政司 副委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 無申告の場合は、税務署が、例えば10年間無申告の人を発見したら、法律上は5年分しか課税できないのです。あとの残り5年分は助かるのですけれども、法律上は、無申告に対する課税は5か年遡るので、税務署は、だから5年以上たたないようにするので、いろいろな形で、それでも今おっしゃ

られたみたいに消費税の申告、今現在でも1,000万円以上売上げがあつて、消費税の申告が必要だけれども、それを100%税務署が全部つかみ切れるかは、当然なかなか難しいと思います。

だから、申告をしていて、その申告が何らかの形で間違っていますよと、本当は2,000万円あつたのに1,000万円までしか申告していないという場合は、これは法律上は更正処分という課税処分が来ます。無申告の場合は、幾ら税務署が再三申しなさい、申告しなさいと言っても、相手が、事業者が申告しない、する動きがなければ、決定処分というのが法律上は、あなたはあと幾ら払いなさいという、推計ですね、という処分が法律上はあるので、一応強制的な課税はできます。また、現実にはされていると思います。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 何か実施してもしなくても、相当混乱していくような様相がありますね。例えば貸店舗とか、貸アパートとかの、年いっていますよね、経営者も。個人事業主というか、そういう年輩の方々が実際申告するのか疑問で、以上で終わりたいと思います。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 知念三四志参考人。

○知念三四志 参考人 居住用のアパートは消費税の取引非課税なのです。だから、アパート経営者は売上げ1,000万円、2,000万円あろうが、消費税申告は要らないのです。だけれども、アパートがあつて、1階だけ貸店舗を持っている、貸店舗は事業なので、貸店舗業になるので、貸店舗、那覇でテナントビルのすごいビルを持っている人たちとかいらっしゃいますので、ああいったのは事業なので、ただ居住用のアパートは政策的には非課税、消費税は除かれるので、だから最近の動きとしては、1階の貸店舗を居住用の貸家にして店舗としてはやらないということで、動き出している家主さんもいます。だから、相当混乱はすると思います。

○知名康司 委員長 ほかにありませんようでしたら、終了いたしますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後0時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後0時06分)

---

### 【議題】

議案第39号 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第39号 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より議案第39号についての趣旨説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 説明がございました。

質疑をお願いいたします。質疑のある方。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点だけ。今回、宇地泊地区の実施に伴い、住所変更ということで、宜野湾市情報産業振興施設の一部というか、建物だけ3丁目7番1号になりますか。その建物の中に入っている業者というか、その方々の住所なのか、変更になるのか、その辺ちょっとお願いします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。建物について3丁目7番1号として実施がされておまして、入居企業の皆様は、この入居施設の中で各自登記をしているのですが、建物の表示で行っているものと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 本来だったら、アパートなんかは何号室とか、そういうのが書くのが基本だと思ったので、質疑しましたが、同じ住所ということで、中身はお互いで管理しているということで、理解してよろしいのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 あくまでも、この建物に対する住居表示ですので、おっしゃったようにアパートなどの部屋番号と同じように、その住居表示については、各事業者、おのおの多分違うような表現になっているかと思いますが、建物自体は皆さん一緒ということで理解していただきたいと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 理解できました。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 せっかく来ていただいたので、よろしくをお願いします。

今の件、登記の件をちょっと確認したかったのですけれども、すみません。こういう附則で、公布の日から施行とあるんですけど、遡って2月25日から適用という事例は、実際あまり知らなくて、この2月25日から、もしくは今日上程されたので、採決されるのは6月28日かなと思うのですけれども、その日までの間に登記を個人事業主みたいな、このデジタル情報センター、会社の住所として登記した方がいらっしゃるかどうか。もしないとしても、いた場合、そのとき登記するときの住所というのは、住所表記は変わっているから、新しい表記になっているのか、この辺りをちょっと説明していただきたい。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。住居表示自体は、令和5年2月25日に実施されましておまして、その日から効力は生じております。今回提案しておりますのは、条例上における位置表示の変更ということでございますので、各企業の皆様の登記は、住居表示の実施された内容で行っているものと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。入居者への周知というのはどういうふうにされていますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。ベイサイド情報センター自体にも通知は届いておりましたが、令和4年12月に、令和5年2月25日に実施される旨の通知が各企業の皆さんにも届いております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後に1点だけなのですけれども、今回の上程されている案件というのは、あくまで条例上の表記の変更ですよという説明をいただいたのですけれども、ここから派生するというか、関連する、何か影響を受ける条例はないのですか。もうここだけで完結しているものでよろしいでしょうか。

○産業政策課長 他の条例への影響でしょうか。

○宮城政司 委員 そうです。ほかの条例に波及するようなものはない、あれば出てきていると思うのですけれども、ないですね。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 総務課のほうとしましても、住居表示に関する内容で確認はされておりますので、影響するものは何もないかと思います。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかになければ。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第39号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後0時16分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後0時16分)

---

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時16分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

○知名康司 委員長 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情を議題といたします。

本件につきましては、先日前お諮りしたとおりの参考人から意見聴取を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時00分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時02分）

---

○知名康司 委員長 本件の参考人として、西普天間地区の未来を考える会より新城成哉さんほか1名に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して御礼を申し上げます。

早速本件に対する説明を聴取して、調査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。それでは、御発言をお願いいたします。

○新城成哉 参考人 着席したままでよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 はい。

○新城成哉 参考人 新城と申します。よろしく願いいたします。こちらは共同代表の与那嶺でございます。よろしく願いいたします。

本日の我々の趣旨でございますが、現在西普天間地区、開発の途中ではございますが、地主の立場から、こういう趣旨を今から申し上げます。

今現在、宜野湾市が策定中でありまして、景観条例、それから地区計画の中で、宜野湾市にとって非常に不利な規制をかけようということで、宜野湾市のほうが動いております。

その規制の内容は、主に2つです。1つ目が、自分の土地を2メートル下げてもセットバックして、そこを公共の道路みたいな形にして使ってくれと、セットバックの強要ですかね、そういった規制でございます。

もう一つが、県道沿いとモデル街区、いわゆるモデル街区という2つの地域があるのですが、その接道している道路から乗り入れをするときに、その前面道路からの乗り入れは駄目ですよ、駐車場の設置も駄目ですよと、基本的には駄目ですよという、そういう規制をつくらうとしていると。これは我々地主にとっては非常に大きな痛手でございます。

まず、物理的に駐車場が少なくなると。それから、通行中のお客様が、その店舗の駐車場がないという認識をしてしまって、そのまま通り過ぎてしまうということで、商機を失うと。その他いろいろございますが、そういった形で、我々は非常に大きな損害を受けると危惧しておりますので、そういう規制を撤廃していただいて、建築基準法上に基づいて自由に設計、建築そして、それを使用できるようにしていただきたいというのが趣旨でございます。以上でございます。

○知名康司 委員長 ありがとうございます。それでは、先ほど申し上げましたように質疑を受けたいと思っております。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 早速なのですが、今回タウンミーティングが1回目から8回目まで行われたのですが、この1回目から8回目までのミーティングは全て参加されたという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 1度か2度は、私用でどうしても参加できないことがございまして、それ以外はほとんど参加しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ただ、その1回目から8回目までの間で参加されているときに、この陳情の内容、趣旨についてなのですけれども、これはミーティングという形なので、要望はされたのでしょうか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 当然毎回要望はしております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今回3月一般質問の内容で、こういう話をさせていただいたときに、特例措置を設けるといいう話が、特例措置を検討するという話があったのですけれども、その話とかというのは、まだ来ていないような状況ですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 特例措置の話は伺っております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 この特例措置では、全然足りないくらいの、もともと行おうとしていたこれを緩和するための特例措置であるのですけれども、それでは足りないという認識になりますか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 こちら新しい宜野湾市がウェブで説明会をしているところでございますが、特例措置ありという赤字で表記されています。これはウェブで、宜野湾市のホームページから拾うことができますが、この特例措置あり、ただこの文言だけで、一体どのような基準で、誰が、どういうふうにして、それを判断するのか。そういった具体的なものが担保されておられませんので、その時々担当が気分次第で、あるいは前の担当との引継ぎがうまくいっていないとか、そういうことで全く我々の利益が確保されるのかどうか、非常に不明瞭でありまして、今もそういったことが非常の危惧する内容となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 例えばなのですけれども、西普天間モデル街区と同じような形に変更してやっている場所が恐らくあったかと思うのですけれども、そういった場所とかつてありますか。同じようなセットバックしなければいけない、駐車場は後ろに造らないといけないというような場所というのですかね。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 私が承知している限りでは、全く同じような規制ではございませんが、恐らく大湾地区、読谷の。そこが似たような規制はあったと思います。

それから、似たような例としては、北谷町美浜の海沿いですね、そこは店舗の前に駐車場が設置されておられませんので、恐らく行政側としては、そういったことをイメージしたのではないかなというのが、僕の個人的な考えでございます。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。本日はお越しいただき、ありがとうございます。幾つか教えてください。

先ほど紙でお示しになった基準に関して正確というのですか、明確な説明と内容をおっしゃっていたと思

うのですけれども、この辺りについて、どんな基準になるか、特例をするためにどんな基準になるのかというような話をタウンミーティングで、行政の方とお話ししたことってありますか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 口頭で、そういう特例を設けると、それからある程度土地が大きくない規模のものであれば、そういったものを認めるような発言、趣旨は、私はお伺いしておりますが、それが書面とか、あるいは何かで示されたわけではなく、あくまでも口頭での説明のみでございました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。私ども行政の担当の方にお話を伺ったこともあって、そのときの、少しうろ覚えになってしまう部分はあるのですけれども、タウンミーティングで地権者の方だったり、関係者の方々としっかりコミュニケーションを取って、例えば規制に対して特例を設けるなどの対応をして理解を深めていっているように伺っていたのです。なので、今日のお話を聞いて、ちょっと少し認識が違っていたのかなということで、驚いてはいるのですけれども、今後もこのタウンミーティングというのは、案内とか続けていくはずですよ。すみません。そこを聞いていいか分からないのですけれども。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 まず、これまで10回ほど、これが開催されておりますが、この特例措置の話が出てきたのは、ほんの8回目ぐらいだったと思います。それまではずっと言い続けて、言い続けて、それでも全くそういったものが議題にのらずに、最近になって、ようやくこれが上がってきて、この陳情した日時とタイミングのずれがございまして、皆さんからは少し違和感があるかもしれませんが、我々としては、ようやくこの今日の席の前に何とか結果を苦労して出してきたのかなみたいな感じはございます。信頼関係なのですが、我々としては、これまであまり役所の方と信頼関係を持ちながらのコミュニケーションができたとは思っておりません。以上でございます。

○知名康司 委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 今までタウンミーティングは10回やりました。そして、個人の面談が約3回、その10回までのうちの7回のミーティング、8回までのミーティングは、毎回大きな声で駐車場をどうにかしてくれ、コンサルタントの計画では、表からは出入りすらさせないという計画でした。裏だけにしてくれという計画でした。これでは絶対いけないので、私ども自分でいろいろ調べた結果、うるま市で全く表は駐車場、出入りできない、裏からしかできないということで、地主が泣いているところがあるのですよ。全く入らない。どこの店舗もつかないということを知りましたので、7回目のタウンミーティングが終わった時点で、この写真を撮って、これはもう絶対に入りません、店舗もつきません、テナントはできませんということで、写真を撮って、皆さんの前で、発言はもうするなと言われたのですけれども、無理に私が発言して、こういうことを申し上げました。

それまでの役所の対応というのは、はっきり言って不満を持っています。コンサルタントがつくったものを、そのまま我々に出しているだけです。ちょっとあまりいい話ではないのですけれども、こういうのがあります。表に駐車場するのは全て悪いことというふうになっています。皆さんも恐らく上間てんぷらさん御存じですよ。そこは美味しくて上等ですよ。カーブスさんは御存じですよ。健康管理、運動のために物すごく役に立っているお店でございます。だけれども、そこは表に駐車場をしているがために下げた店と

ということで、すいませんちょっと資料回してもらえます。これを看板入りで出しています。我々に。私の記憶が正しければ4、5回目ぐらいだったと思います。その後、僕は役所へ行って、これではいけないのではないかということで、これは消してもらっていると思います。だけれども、配られてる後ですので、そういった面もありまして、8回目ぐらいでしたか、議会に陳情して大分話が、以前よりかは、いいように進んでいると思います。以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話ですと、まだ解決はしていないと思うのですが、役所の担当の方の態度も少し変わってきているというふうに、少しは軟らかくなっているというふうに…。

○知名康司 委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 7回目が終わって、陳情した後に、それから役所も検討しましょう、9回目からは駐車場問題も出しましょうと言っていました。それまではどんだけ騒いでも駐車場のことは全く出てこなかったのです。それから、議会でお話が進んでいるということで、進展はあると思っています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今回陳情を出された皆さんは、地権者の中で何割ぐらい、どれぐらいの方々が、ほとんど全員が参加されている会ですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 今回の会では全員地権者でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 地権者の、その方全員が、この会に参加されているという理解でいいですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 この問題を、危機意識を持っている方が参加しておりますが、一番最初、当初、宜野湾市が作成した、きれいな図面がございました。これは5階建てぐらいの建物がぼっと並んで、非常にきれいなまちができますよというイメージ図でございます。そういったのを見たほとんどの地権者の方は、あ、こんなすばらしいまちができるのなら問題はないね。宜野湾市に任せたら大丈夫だねというようなイメージを持ったのではないかと僕は思っています、個人的に。

ただ、私は仕事上、そういう建物の賃貸に携わっておりますので、これではよくないということで、非常に危機感を持っておりまして、与那嶺と一緒に訴えて、その中で賛同してくれた方が、その会の会員でございます。以上でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 確かに沖縄は車社会で、駐車場がないと商売をやっていけないというのは、ある種当たり前のように言われている話かなというのはありますし、住居にしたとしても駐車場は大事ですので、すぐ近くに行きやすい駐車場があることってすごい大事なかなと思うので、おっしゃっていることは、すごく切実なお話なのかなと理解しています。

ちょっと少し観点は変わるのでございますけれども、今回のルール、規制を基に建物を建てるときに、ある一定の統一感ができると思います。そうしたときに土地の評価額というふうなことでいいのか分からないのですが、そのエリア全体が、価値が生まれてくるというようなことをきくと宜野湾市として考えて、こうい

うのをやっているのかなと思うのですけれども、その辺りって、何か見解はありますか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 我々は規制に反対ではございません。この想像力を我々の会は持っているのですが、自分がそのエリアで買物をしに行くとは仮定して、駐車場が、例えば北谷町の美浜地区の大きな駐車場ございませぬ。そこに止めて闊歩して回るということであれば、非常にこれは価値が上がるなというのは、これは誰が見ても納得できる材料だと思いますが、物理的に駐車場が減ると。その減ったものをどこかで市役所が補うと、それで価値を上げようねということであれば、これは手放して大賛成でございます。ただ、そういうのが全くなくて、ただ規制だけかけて、駐車場の数を物理的に減らして、本当にここが価値が上がるのかと。

私、実は、この問題が発生したときに大湾地区に行きました。そこで、大きなサンエーというショッピング街がありますので、そこに車を止めて、実際止められたのです。それで、歩いてまちをぶらぶら、まだ開発は全然されていないのですが、それから美浜も行きました。嘉手納ロータリーも行きました。嘉手納ロータリーも役所の駐車場が無料で止められるのです。2時間無料の駐車場もあって、車を止めて買物をしたり、食事をしたりして非常に北谷町も同様です。おもろまちも行きました。向こうもおもろまち公園というのがある、1時間無料の駐車場があります。それから、サンエーのメインプレイス、大きい声では言えないのですが、楽市そういったところに車を止めて歩いていけると。それから、首里も行きました。そこは大きな観光施設、首里城がありまして、お客様が駅から降りて歩いていくということで、そこも駐車場が特に必要ない。

ただ、このエリアは、御存じのとおり58号から見ると、これだけ上がっている、330から見ると、これだけ下がっている。車以外のアクセスは、他地域からのアクセスは考えにくいエリアなのです。それを物理的に駐車場を減らして、では一体このにぎわいをやってほしいという人々は、どこに車を止めてやるのか。琉大の駐車場を役所は期待しているようですが、琉大の担当からも通り会で話を聞いておりますが、患者がいなるときには有料で使えるような計画、ビジョンはあると。宜野湾市で買物をするのに、駐車料金を払って買物をするというのが、ちょっと私のイメージには合致しませんので、どちらにしても宜野湾市の規制というのは、いかななものかと非常に危惧しております。以上でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっとおっしゃっていただいたので、琉大の駐車場を活用できる方法はないかなと思ってはいたのですけれども、今説明いただいた内容であれば、ちょっと想定していたのと違う。例えばそのお店で買物をしたのであれば無料で使えるよだったら、またちょっと違ってくるかなと思ったのですけれども、分かりました。駐車場だったり、利便性が重要だということを理解できたと思います。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 先ほど与那嶺参考人からあった、うるま市での場所ってどちらになりますか。

○知名康司 委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 うるま市、琉球銀行具志川支店の真向かいです。ここも写真を撮ってこのような形にして、我々の仲間にみんな配りました。その隣に、逆にこの交差点から勝連向けに行ったところに、その右

側は一等地でもない、交通量も少ないですけれども、ここは交通規制がないために大手の店舗テナントがいっぱい入っています。相当の差があります。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そしたら75号線のところは、並んでいない、空いていて、そこは十字路で割って勝連の方向に行くところにテナントが、ガストとかがいっぱい並んでいるような感じになるのですかね。

(何事かいう者あり)

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 理由は、前面の理由、交通規制があるとないの違いで、こんなに変わったという認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 それは開発業、プロの方から習いました。地主の方は、どうにか開発してくれ、テナントを誘致してくれとお願いしているらしいのですけれども、表から車が入りできない、裏からしか入りできないということで、全く買い手がつかない状態ということをお伺いしております。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点だけちょっと確認したいのですが、普天間線の信号があって、そこから入る形に。今、県道は宜野湾北中城線からあがって、西普天間線ですか、そこから入って、裏の駐車場に道路がある形になっているのですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 いわゆるモデル街区と言われるエリアなのですが、この県道と西普天間のメインの道路に面している土地は、前面と後ろの面に2面道路に面しております。その中で前面道路からの乗り入れは原則禁止ですよという規制でございます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 2面道路、後ろのほうから中心部に入るとい形になりますね。そうすると、前に聞いたときは、西普天間線だけで出入りというような形で聞いたのだけれども、もう一つの図面から、途中から何か県道宜野湾北中城線等の3つぐらいがあるような感じですが、これは計画どおりに進められるんですね。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 県道沿いと、それから西普天間のメイン道路、この両方が、いわゆるモデル街区と言われるのですけれども、この地域の前面道路からの乗り入れを原則禁止ですよということで、その中で特例措置があるという小さな文言で打っている、その程度でございますが…。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 このパースでいくと、1階が店舗で、おおむね6階となっているのですが、そこは賃貸が予想されるというか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 恐らく役所のつくった図面でございますので、私のほうからは断定なのですが、上のほ

うは賃貸と。一般の地主さんは、これを見て、こういうきれいなまちができるのだねと、あとは役所に任せておけば大丈夫だねというような考えだと思うのですが、我々から見ると、そこまで上に上げると、駐車場が、恐らく半分も足りない、3分の1ぐらいしか、その敷地で確保できないのではないかなということ、全く絵に描いた餅といますか、あまり現実味がないようなパースではないかなと思っております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 僕も下が店舗で、こういう賃貸ができると、当然駐車場が、前面に造ったとしても、今は一家に2台とかになっているので、ちょっと厳しいかなという。では、これは無視してというか、これから地主さんとかが計画して店舗だけでいくのか、賃貸も含めるのかというのは、これからまた考えていくという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 全くおっしゃるとおりでございます。これから各地主が、どういった使い方をするのかというのは決めることであります。

○宮城優 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 先ほど嶺井先生から質疑がありました件で、具志川の安慶名の件で、資料を用意していますので、全員分ありますのでお配りしてよろしいですか、すみませんけれども。

○知名康司 委員長 これに関して少し説明していただけますか、分からないところがありますので。与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 コザ十字路のほうからうるま市役所に向かっていきます。そしたら安慶名交差点のすぐ手前に、右側に琉球銀行具志川支店があるのです。そこの真向かいになります、Aは。

Bも、そこから歩いていけるような地点で、恐らく僕の考えとしては、Aのほうが一番交通量も多く、一等地なのですけれども、今、ガストとか、右側にみられるお店は、A地点では商売できないということで、外にみんな移っているということを開発業者から聞きました。

○知名康司 委員長 すみません。確認したいのですが、これが表から入れないところですか。裏からでしか駐車場に入れたい。

○与那嶺忠 参考人 そうです。裏から。

○知名康司 委員長 それで、テナントも入らないと。

○与那嶺忠 参考人 そうです。

○知名康司 委員長 確かに一等地ではありますね。

○与那嶺忠 参考人 はい。B地点より交通量が倍ぐらいありました。僕、これは聞いたところで、この写真を撮って、ミーティングで、ちょっとこれを発表する前に調査に行ったのです。そして、その前にうるま市役所のほうに連絡して、A地点を、僕はお客さんという立場で、A地点に店を出したいのだけれども、表から通れますかということ聞いたのですけれども、車入れられますかと、ここは歩行者に優しいまちづくりのために車は入れないようにしていますと言っていました。でも、僕は40分、ここで調査したのですけれども、歩行者は中学生1人でした。歩行者はいないです。

○知名康司 委員長 交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 すみません。先ほど西普天間地権者の方ですけれども、西普天間地区の未来を考える会の地権者、これは全体ではないですよ。地権者の数を教えてもらえますか。

○宮城政司 副委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 地権者の数は、申し訳ないですけれども、我々は一個人ですので、その情報は行政側しか持っていない情報でございます。

○宮城政司 副委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 僕が聞いたところでは、モデル地区の地主が約40名ぐらいいると聞きました。実際にミーティングに集まるのは恐らく3分の1ぐらいです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど伺いたかったのは、このモデル街区に係る地権者の方は何名かということで、先ほど言ったように40名……

○与那嶺忠 参考人 約40名と聞いています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 3分の1の参加ですけれども、内容的にはほとんど分かってはいますよね。

○宮城政司 副委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 実は、新城さんとか、あと不動産業者の方が4名いらっしやって、そして僕を含めていろいろ僕が聞いてみたら、不動産業者の方は、これは駐車場は表も裏もしないと駄目と聞いて、強く言っているんですけれども、地主の方の素人さんの方は、きれいなまちづくりが、こういうふうに出てきていますよね、役所から。これを見て、あ、美しいまちができるのだなということで、納得しているように見えますし、発言はほとんどしないのです。賛成もしないし、反対もしない、聞いているだけという感じです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 では、例えば40名のうちに何名かが反対しているというのは、そんなにははっきりはされていないのですか。

○宮城政司 副委員長 与那嶺忠参考人。

○与那嶺忠 参考人 僕、これを配った後に、確か7回目だったと思うのですが、そのときは通常モデル地区を2か所か3か所に分けてミーティングするのですよ。それで、このときに限ってモデル地区、みんな一斉にやったもので、そのときこそチャンスと思って、これを皆さんにお配りして、表に出て、大きな声で、こういうことでは中止、これでは駄目ですということで、僕から発言して、あとは新城さん、ほかの不動産業者の方4名も、ありのままの現実、将来のことを発言してくれということで、発言を求めたけれども、役所の方は認めてくれなかったのですけれども、無理やり表にでて4名で発言して、それから大分役所も動くようになってきていると思います。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今のは終わるのですけれども、最初のときに地区計画、あるいは景観計画も規制の撤廃を

してほしいと新城さんからありましたけれども、これはある程度全体に係るところもありますよね。駐車場だけではないと思うのですけれども、全部撤廃するとかではないですよね、2点に限って。

○宮城政司 副委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 主張としましては、私たちも景観はきれいにこしたことはないと思いますので、協力できる、あるいは自分の納得できる部分については賛成でございます。このセットバック、それから前面から駐車乗り入れの規制、この2つは基本的に反対です。ただし、行政が北谷町のように大きな駐車場を用意してくれると、この不足分があり余って、なおかつまたメリットが出るような、まちの価値観を上げるような、そういう駐車場を用意してくれるのであれば、それは私たちは手放して喜んでおりますので、当然我々の主張は取り消すと、行政が十分な駐車場を配置していただければの話でございますが、そういうことで、ただ反対ということではなくて、そういう担保がなければ反対だということでございます。以上です。

○知名康司 委員 分かりました。以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 一点だけお聞きしたいのですけれども、セットバック、道路から歩道部分で5メートルで、そこからのセットバック2メートルを規則としてやっているのだろうという認識をしまして、先ほどちょっと特例の話も出ているので、その特例の詳細、手元に資料がなくてあれなのですが、例えばなのですけれども、こういう距離で特例があるのだったらいいなみたいな希望というのはあたりさわりますか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 特例を、まず私たちが、この特例と書かれてはいるのですが、どういったことを基準に特例を認めてくれるのかというのであれば、全く行政側から具体的な数字とか、あるいは土地の面積、あるいは間口がどれぐらいだとか、そういうのがいただけてないので、ちょっと私たちが希望といたしますか、本当は、そういう特例もつくらずに、その規制もつくらずに建築基準法上に基づいて認めてくださいなのですが、むしろ規制を受けているのが役所側で、その特例の基準が、もし設けるのであれば、その数字をいただければ、それを基にまた我々も希望を伝えられるのですが、今のところ、その特例措置ありという、ただ口頭での説明でございますので、希望と言われましても、私たちの希望としては、そういう規制はやめてほしいというのが希望でございます。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 そうすると、このモデル街区のエリアは、今から用途地域も今からになるのですか。もう決まってはいるのですか、商業に対する区分なのか、低層住宅地域なのか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 用途地域についても、今、ちょうどパブリックコメントやっているような最中だと思います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ちなみになのですが、これを見る限り、後ろは高層の6階以下のマンションが建てられたきれいな町並みになっているのですが、地権者の皆様ということでお聞きするのですが、こういう商業としての、やはり利用として価値を高めていきたいお考えはあるのですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 そうですね。県道沿い、それから琉大のメイン道路につきましては、当然商業目的でということと考えております。以上です。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 確認させてください。今回陳情していただいた内容というのは、議会だけではなく、宜野湾市長宛てとかも出されていますか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 要請文は正式に出しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。それに対して何か回答とか来ていますか、まだ来ていないですか。

○知名康司 委員長 新城成哉参考人。

○新城成哉 参考人 その後から急激に、そういう特例措置ありみたいなのが出てきたのです、そういう文言が。ただ、具体的に文書とか、あるいは何かのことで頂いたということではなくて、あくまでもタウンミーティングの中での口頭でというような程度でございます。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。もしなければ終了いたします。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の陳情第13号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時52分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時58分)

---

#### 【議題】

議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(電気設備2工区)請負契約について

議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(機械設備2工区)請負契約について

○知名康司 委員長 継続審査となっております議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(電気設備2工区)請負契約について、議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(機械設備2工区)請負契約についてを再び議題といたします。

本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと質疑のときに言いそびれてしまったので、一言だけ言わせていただきたくて、この場を設けていただきまして、委員長、ありがとうございます。

この議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事(電気設備2工区)請負契約についてと議案第42号 宜

野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約についてに関して、本体の工事入札が不調に終わったという、この議案第41号と第42号の議案審議に影響のあることを当局が議案説明を行わなかったことを大変遺憾に感じております。

今後議案の慎重審議をするためにも、当局には公正で開かれた議案の説明と情報の提供を要望したいと思います。ということをおっしゃっていただきます。以上です。ありがとうございます。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 審査中の議案第41号、第42号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時00分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時00分）

---

【議題】

議案第39号 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第39号 宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時01分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について

議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第41号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（電気設備2工区）請負契約について、議案第42号 宜野湾海浜公園屋外劇場改築工事（機械設備2工区）請負契約について、以上2件を一括して再び議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時02分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時04分)

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第42号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

**【議題】**

**議案第45号 物損事故に関する和解等について**

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第45号 物損事故に関する和解等についてを議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時05分)

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時25分)

---

**【議題】**

**陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情**

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を再び議題といたします。

審査期限延期についてお諮りいたします。本件については、6月15日までに審査を終えるよう期限が付されておりますが、本件については、なお慎重に審査する必要があることから、6月26日まで審査期限を延長するよう議長に要求いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

**【議題】**

陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、以上3件を一括して議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時26分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時27分)

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会は散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時27分)

## 經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和5年6月22日(木) 3日目

午後 3時40分 開議

午後 4時03分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(6名)

委員長	知名康司
委員	宮城政司
委員	下地崇

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員(1名)

委員	嶺井拓磨
----	------

○説明員(0名)

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉竜希
-----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

(1) 陳情第 9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

第451回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年6月22日（木）第3日目

○知名康司 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午後3時40分）

【議題】

陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情

○知名康司 委員長 継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情を議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時41分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後4時01分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。

本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後4時03分）